

# ウクライナ概観

2018年2月  
在ウクライナ日本国大使館

## I. 概況

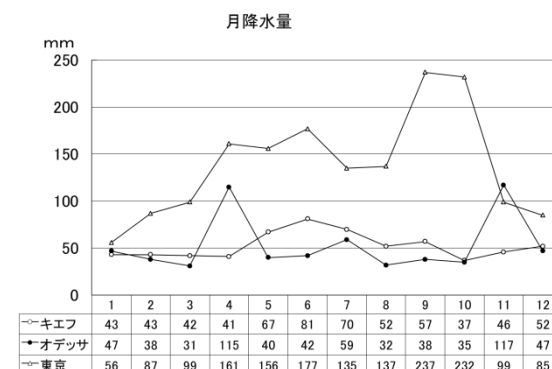
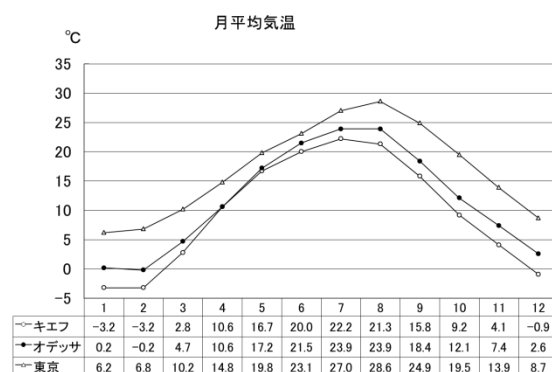
- 国名: ウクライナ
- 国旗: 空色・黄色の二色旗(青空と小麦の黄色い畑を象徴している)
- 国歌: 「ウクライナは未だ死なず」, 1865年ヴェルビツキー作曲
- 国章: 青地に黄色の「みつほこ」
- 面積: 60万3,500平方キロメートル(日本の約1.6倍)
- 人口: 4,252万人(2017年4月現在推計: 国家統計局。被占領中のクリミア自治共和国及びセヴァストポリ市を除く。一部地域については暫定値。)
- 首都: キエフ市(北緯50度25分, 東経30度30分(樺太北部, フランクフルト(ドイツ), ウィニペグ(カナダ)とほぼ同緯度))
- 通貨: フリヴニャ(UAH), 1ドル=27.01フリヴニャ(2018年2月20日現在中銀レート)
- 日本との時差: -6時間(夏時間: 3月最終日曜~10月最終日曜), -7時間(冬時間: 10月最終日曜~翌年3月最終日曜)
- 位置: 旧ソ連欧州部の南(黒海の北)に位置し, 東西約1,400キロメートル(東経24~40度), 南北約900キロメートル(北緯44~52度)。国境を東から西に, ロシア, ベラルーシ, ポーランド, スロバキア, ハンガリー, ルーマニア, モルドバと接し, 南に黒海をはさみトルコ, ブルガリア, ジョージアと面している。
- 地勢: ウクライナの国土の半分は平野で, 北部にはポリッシャ湿地, 東部にはドネツク丘陵, 西部にカルパチア山脈から続く高地がある。中央部及び南部の平野は, 肥沃な黒土に被われており, 小麦などの耕作地が広がり, ロシア帝政時代から「欧州の穀倉地帯」と呼ばれている。南部のクリミア半島は比較的温暖で, 第二次世界大戦末期のヤルタ会談の舞台となったヤルタは有名な保養地である。ドニプロ川は, ヴォルガ, ドナウに次ぐヨーロッパ第3の大河で, ウクライナの水道水, 水力発電に利用されているばかりでなく, 水上交通の大動脈となっている。

### ○主要都市の人口(2017年4月現在):

キエフ 292.9万人, ハルキウ 144.0万人, オデッサ 101.1万人, ドニプロ 97.9万人, ドネツク 94.5万人(2016年1月), リヴィウ 75.7万人, ザポリヅジャ 74.9万人。

- 気候: 北部及び西部は冷帯湿潤大陸性気候(Dfb)で比較的降水量が多く, 南東部は乾燥したステップ気候(BS), クリミア半島は比較的温暖な温暖湿潤気候(Cfa)である。南部では, 給水制限を伴う深刻な水不足に見舞われることもある。雨量は最も多いカルパチア地方で年間1,200~1,600mm, 最も少ない東部で300mmである。キエフ及びオデッサの月平均気温, 降水量(2005-2015年)は右図のとおり。首都キエフの2015年の年間平均気温は10.7℃。

- 言語: ウクライナ憲法により国家語はウクライナ語と規定されている。ウクライナ語は, ロシア語, ベラルーシ語と同様, 東スラブ語群の一つである。ロシア語に比して, 古代スラブ語の色彩を多く残し, ベ



ラルーシ語、ポーランド語、スロバキア語の順に共通する語彙が多い。ウクライナ人にとってロシア語はソ連時代に実質上の公用語であったことから、多くの国民が両言語を理解し、ウクライナ語とロシア語を混交して利用する場面も見受けられる。

- 民族構成：ウクライナ人 77.8%、ロシア人 17.3%、ベラルーシ人 0.6%、モルドバ人 0.5%、ブルガリア人 0.4%、クリミア・タタール人 0.5%、ハンガリー人 0.3%、ルーマニア人 0.3%、ポーランド人 0.3%、ユダヤ人 0.2%、アルメニア人 0.2%、ギリシャ人 0.2%、タタール 0.2%（2001 年統計）
- 主な宗教：ウクライナ正教会（キエフ総主教府、モスクワ総主教府、自治教区派）、ウクライナ東方典礼カトリック教会（ギリシャ・カトリック）、ユダヤ教、イスラム教（スンニー派）、ローマ・カトリック
- 主要祝祭日：1 月 1 日新年、1 月 7 日正教クリスマス、3 月 8 日国際婦人デー、4 月復活祭（年によって日が異なる）、5 月 1～2 日メーデー、5 月 9 日対ナチズム戦勝記念日、6 月三位一体祭（年によって日が異なる）、6 月 28 日憲法記念日、8 月 24 日独立記念日、10 月 14 日ウクライナ防衛者の日、12 月 25 日カトリック・クリスマス
- 一人当たり GDP：2,185.7 ドル（2016 年世界銀行）
- 人口指標：平均寿命（男）66.25 歳、（女）76.37 歳（2014 年）、自然人口増加率 -4.1 人／1000 人（2015 年）
- 主な参加・加盟国際機関：国際連合（UN：原加盟国）、独立国家共同体（CIS：但し正規加盟国ではなく参加国）、欧州評議会（CE）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、黒海経済協力機構（BSEC）、欧州・大西洋パートナーシップ理事会（EAPC）、中欧イニシアティブ（CEI）、GUAM（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバからなる地域国際機関）、世界貿易機関（WTO）

## II. 略史

### 1 スキタイ、サルマート国家

紀元前 6 世紀に黒海北岸を中心にイラン系騎馬民族スキタイによる国家が建設され、前 4 世紀に最も繁栄した。スキタイの文化は蒙古などにも見られる動物の意匠が特徴で、当時この地で東西の交流があったことを示している。スキタイは前 260 年ころ遊牧騎馬民族サルマート人に圧迫されて衰退した。その後、黒海北方沿岸はサルマティアと呼ばれ、紀元 4 世紀位まで前期にはペルシャの、中期にはギリシャ、ローマの、後期には東方遊牧民の影響を受けた文化が栄えた。

### 2 キエフ・ルーシ

東スラブ族がこの地に入ってきたのは紀元 4～6 世紀である。年代記によれば、8 世紀末頃、北欧から来たヴァイキングのリューリックの一族がキエフにキエフ・ルーシ（キエフ公国）を設立した。キエフ公国は、988 年にはギリシャ正教を導入し、政治・経済・文化の中心として栄え、当時の欧州においてビザンティン帝国等と比肩する大国の一つであった（ノヴォゴロド・シヴェルスキー公を描いた「イーゴリ軍記」はキエフ・ルーシの代表的作品）。キエフ・ルーシは 1240 年からのモンゴル軍の侵入によって最終的に崩壊、ルーシの中心はモスクワに移った。14 世紀にはウクライナの大部分はリトアニア大公国、後にポーランドの支配下に入った。

### 3 ウクライナ・コサック

#### クリミア戦争（1853～1856 年）

クリミア半島を主戦場として、ロシアと英・仏・オーストリア・オスマン帝国・プロイセン・サルデニヤとの間に起きた戦争。ロシアの南下政策が原因。1 年にわたる攻囲戦でセヴァストポリが陥落し、ロシアは敗北。パリ講和条約によりモルダビア、ワラキア、セルビアの自治権確立、オスマン帝国の独立と領土の保全、ドナウ川航行の自由化、黒海の中立化が定められた。この戦争の結果オスマン帝国の対列強従属化が強まり、ロシアは国内旧体制の破産が明確化して近代的改革への動きが促進された。

#### ナイチンゲール（1820～1910）

クリミア戦争に際し、篤志看護婦を率いて野戦病院で活躍。敵、味方の区別無く傷病者の看護に当たる姿は、後の赤十字設立の精神的背景にもなった。

14 世紀から 16 世紀にかけ、今日のウクライナ南部、黒海沿岸にかけてポーランド、リトアニアからの逃亡農奴を中心としたウクライナ・コサック集団が形成された。彼らは漁労を営み、オスマン帝国やクリミア・ハン国の港町で略奪行為を行った。17 世紀にはキエフを再建、本拠地を移し正教を保護した。強大化したコサック集団に対し、ポーランド政府は統制下に置こうとし衝突が頻発、1648 年にはボフダン・フメリニツキーに率いられたウクライナ・コサックと全面戦争に発展した。

#### 4 ロシアへの併合

1654 年、フメリニツキーは劣勢を挽回するため、ロシア皇帝に対しポーランドからの保護を求め、その代わりに皇帝の宗主権を認めた(ペラヤスラフ協定)。右を受け入れたロシアはポーランドと戦い、Андルソフ講和によりドニプロ右岸はポーランド領、左岸及びキエフはロシア領となった。当初ロシアはウクライナの自治を認めたが次第に統制を強めた。

18 世紀後半にはエカテリーナ二世によって完全にロシアの一部とされ、ウクライナ・コサック社会は消滅した。ロシアは、15 世紀より続いていたクリミア・タタール人を中心とするイスラム国家クリミア・ハン国を 1783 年に廃し、クリミア半島を併合。その後、同地は 1853 年からクリミア戦争の主戦場となった。また 1772 年のポーランド分割によってロシアはドニプロ右岸を取得、ガリツィア地方(今日のウクライナ西部およびポーランド南東部)はハプスブルグ帝国領土となった。多くのウクライナ知識人が、ロシア帝国による文化的抑圧(ウクライナ語禁止令等)から同地に逃れ、ガリツィアはウクライナ民族運動の中心となった。第一次世界大戦の結果、ガリツィアはポーランドの領土となった。

1917 年の 2 月革命後、ウクライナでは中央ラーダ政府が誕生し、ロシアの臨時政府と自治拡大を巡って対立、10 月革命を経て中央ラーダは「ウクライナ人民共和国」の建国を宣言した。しかし、ロシア・ソビエト政権はこれを認めず赤軍を派遣し、以後 4 年間にわたるウクライナ・ソビエト戦争に突入、キエフを放逐されたラーダ政府はドイツと結び抵抗するも、1921 年リガ平和条約により、ウクライナ人民共和国の領土はポーランドとソ連に分割・解体された。一方、ロシア・ソビエト政府の支援の下、1919 年第 3 回全ウクライナ・ソビエト大会でウクラ

#### 【年表】

BC 6 世紀	黒海北岸にスキタイ人国家成立
BC 260 年	サルマート人の侵入
AD 4 世紀	フン族の侵入
4~6 世紀	スラブ民族が中欧から東方に拡大
8 世紀	キエフ・ルーシの成立
988 年	ウラジミール公ギリシャ正教を国教とする
1037 年	聖ソフィア寺院建立
1240 年	モンゴル軍キエフ攻略
1340 年	ポーランドが東ガリツィア地方を占領
1362 年	リトアニアがキエフを占領 (以後、ポーランド及びリトアニアによる占領が続く)
1550 年頃	ヴァシネヴェツキがドニブル川下流にコサックの本営を建設
1648 年	ボフダン・フメリニツキーの蜂起 (ポーランドからの独立戦争)
1654 年	ペレヤスラフ協定
1667 年	Андルソフ講和 ドニブル川左岸・キエフ→ロシア領に
1709 年	ポルタヴァの戦い(ロシアからの独立戦争)
1764 年	ロシアによるウクライナ自治の廃止
1783 年	ロシアによるクリミア・ハン国の併合
1853 年	クリミア戦争
1914 年	第 1 次世界大戦(～1917)
1917 年	ウクライナ人民共和国(中央ラーダ)政権成立
1917-21 年	ウクライナ・ソビエト戦争
1922 年	ソビエト社会主義共和国連邦(ソ連邦)成立
1932 年	農業集団化による大飢饉(ホロドモール)
1939 年	第 2 次世界大戦(～1945)
1941 年	独ソ戦開始 独によるウクライナ占領(～1944)
1954 年	ウクライナ併合 300 年を記念してクリミアをウクライナ領に編入
1986 年	チェルノブイリ原発事故(4/26)
1991 年	ウクライナ独立宣言(8/24) ウクライナ独立に関する国民投票(12/1)
1991 年 12 月	ソ連邦崩壊、CIS 創設
1996 年 6 月	憲法制定
1996 年 9 月	通貨フリヴニャ導入
2004 年 12 月	オレンジ革命
2013-14 年	マイダン革命(尊厳の革命)

イナ社会主義共和国が成立、1922年12月、ソ連邦の構成共和国となった。また、クリミアにおいても、1917年、クリミア・タタール人を中心とする世俗国家「クリミア人民共和国」の建国が宣言されたが、1918年にロシア・ソビエト政府により占領され滅亡した。

## 5 ソ連邦時代

ソ連邦下で1929年から始まった農業集団化により、ウクライナでは数百万人の餓死者が出た(ホロドモール。今日、ウクライナ、米国、カナダをはじめ、複数の国でソ連政権による大虐殺と認定されている)。第二次世界大戦では独軍がウクライナの大半を占領、右を契機としてドニプロ川西岸では一時期独立の動きもあったが、結局ソ連軍が再度ウクライナを奪回し独立はならなかった。第二次世界大戦の結果、ガリツィア地方、ベッサラビア地方、北ブコビナ地方が新たにウクライナ(ソ連)の領土に編入された。

1944年、ソ連政権によりクリミア・タタール人が独軍に協力したとの嫌疑をかけられ、民族全体がクリミア半島からウズベク・ソビエト社会主義共和国に追放され、その過程で民族全体の約半数が死亡した。1989年、クリミア・タタール人のクリミアへの帰還が認められた。

1945年、ソ連邦の構成共和国でありながら国連に原加盟国として参加。フルシチョフ時代の1954年にはロシア・ウクライナ併合300周年を記念し、法的手続きを経てクリミア半島がロシアからウクライナに帰属替えされた。ソ連時代、ウクライナはロシアに次ぐ第二の共和国として経済的・人材的にソ連邦を支えた。歴代共産党書記長の中でも、ブレジネフはドニプロジェルジンスク(現ドニエプロペトロウスク州)生まれ、フルシチョフ、チェルネンコはウクライナでキャリアを重ねた。

1986年4月26日にチェルノブイリ原発事故が勃発、ウクライナ共和国内にも大きな被害を与えた(Ⅲ-9参照)。

ペレストロイカの機運の中、1990年7月16日に共和国主権宣言。1991年8月のモスクワにおけるクーデター失敗後、同月24日に独立を宣言し国名を現在の「ウクライナ」に変更した。同年12月1日に独立に関する国民投票を行い、90%以上の圧倒的多数が独立を支持し、同時にクラウチューク最高会議議長が初代大統領として選出された。12月3日ロシア共和国が独立を承認するに至って同国の独立(ソ連邦からの離脱)は決定的になり、更に、旧ソ連諸国からなる独立国家共同体(CIS)の誕生、ソ連邦解体に伴い、12月末にウクライナは名実ともに独立国となった。

## 6 独立後のウクライナ

独立後のウクライナは、連邦分業体制の崩壊による原材料供給不足、エネルギー価格の国際価格化があらゆる分野の生産を直撃し、生産の低下、インフレの急進、対外債務の累積をもたらした。1994年6月の大統領選挙において、元首相であったクチマ候補はロシアとの経済面での統合強化を訴え、独立の強化を訴えたクラウチューク大統領を決選投票の結果僅差で破って第2代大統領となった。

クチマ大統領は経済改革を第一の課題に掲げ、議会の共産・社会主義勢力を経済改革の障害として批判した。また、新憲法の草案審議が開始され、新憲法は1996年6月28日に最高会議において採択され、同日付で施行された。また、同年9月2日には、それまでの暫定通貨カルポーバネツに代わり、新通貨フリヴニャ(hryvnia)が導入された。

2004年10月から12月にかけて、独立宣言以来第4回目となる大統領選挙が実施された。11月の決選投票後には不正選挙に抗議する大規模集会・デモが首都キエフで盛り上がり、12月にやり直し決選投票が行われた。やり直し投票ではユーシチェンコ「我々のウクライナ」代表(元首相)が当選し、第3代大統領となった。この一連の出来事は「オレンジ革命」と命名され、世界の注目を浴びた。

## Ⅲ. 内外政

- 独立: 1991年8月24日
- 政体: 共和制、元首は大統領(任期5年)
- 議会: 一院制のウクライナ最高会議(議席数450、任期5年)

○大統領： ペトロ・ポロシェンコ (2014年6月～)

○最高会議議長： アンドリー・パルビー (2016年4月～)

○首相： ヴォロディミル・フロイスマン (2016年4月～)

○外相： パウロ・クリムキン (2014年6月～)

## 1 内政概況

### 【2004年：大統領選挙とオレンジ革命】

2004年10月、独立宣言以来4回目となる大統領選挙が行われ、世論調査で支持率第一位のユーシチェンコ・野党「我々のウクライナ」代表と、最高会議多数が支持するヤヌコーヴィチ首相を中心に選挙戦が繰り広げられた。クチマ政権側は行政権とマスコミの利用によって首相に強く肩入れし、ロシアも露骨に選挙干渉した。ユーシチェンコ側はこれに反発、政治情勢は緊迫した。

10月31日の第一回投票ではユーシチェンコ代表の得票がヤヌコーヴィチ首相の得票を僅差で上回りつつも、過半数には至らず、11月21日に決選投票が実施された。決選投票の結果中央選管はヤヌコーヴィチ首相の当選を発表したが、票数が操作されたとする野党側が大規模抗議集会を組織し、首都キエフには政権側に抗議する数十万の国民が集まる等、情勢が流動化した。全国にわたる混乱の中、両者の闘争は法廷及び最高会議に持ち込まれ、その結果最高裁判所は決選投票の無効化・決選投票のやり直しを決定、最高会議はヤヌコーヴィチ内閣不信任案を可決した。

この過程でポーランド、EU、ロシアをはじめとする国際的仲裁の試みが続けられ、結局12月8日、政権側が従来から提案してきた憲法改正案と、野党側が主張する選挙法改正案等が最高会議でパッケージ採択されることで妥結が図られた(同憲法改正案は大統領の閣僚任免権等を最高会議に移行させることを骨子としており、改正憲法は2006年1月1日に施行)。

大統領選挙のやり直し決選投票は12月26日に実施され、ユーシチェンコ代表が約8%の差でヤヌコーヴィチ首相を破って当選、翌2005年1月23日の大統領就任式をもってユーシチェンコ新政権が発足した。

<歴代大統領及び首相>

大統領	首相	外相	
L. クラウチューク 1991.12~1994.7	V. フォーキン 1991.12~1992.10	A. ズレンコ 1990.7~1994.8	
	L. クチマ 1992.10~1993.9		
	Y. ズヴァヒルスキー代行 1993.9~1994.6		
L. クチマ 1994.7~2005.1	V. マソル 1994.6~1995.4	H. ウドヴェンコ 1994.8~1998.4	
	Ye. マルチューク 1995.6~1996.5		
	P. ラザレンコ 1996.5~1997.7	B. タラシューク 1998.4~2000.10	
	V. プストヴォイテンコ 1997.7~1999.12		
	V. ユーシチェンコ 1999.12~2001.4		
	V. ユーシチェンコ 2005.1~2010.2	A. キナフ 2001.5~2002.11	A. ズレンコ 2000.10~2003.9
		V. ヤヌコーヴィチ 2002.11~2005.1	K. フリシチェンコ 2003.9~2005.2
Y. ティモシエンコ 2005.2~2005.9		B. タラシューク 2005.2~2007.1	
Y. エハヌーロフ 2005.9~2006.8			
V. ヤヌコーヴィチ 2010.2~2014.2	V. ヤヌコーヴィチ 2006.8~2007.12	A. ヤツェニューク 2007.03~12	
	Y. ティモシエンコ 2007.12~2010.3	V. オフリズコ 2007.12~2009.3	
	M. アザーロフ 2010.3~2014.1	P. ポロシェンコ 2009.10~2010.3	
O. トウルチーノフ 代行 2014.2~6	A. ヤツェニューク 2014.2~2016.4	K. フリシチェンコ 2010.3~2012.12	
		L. コジャーラ 2012.12~2014.1	
P. ポロシェンコ 2014.6~	V. フロイスマン 2016.4~	A. デシチャーツァ代行 2014.2~2014.6	
		P. クリムキン 2014.6~	

#### 【2005年：第一次ティモシェンコ内閣】

2月4日にはオレンジ革命で活躍したティモシェンコ最高会議議員が首相に任命された。同首相は汚職の一扫、組織犯罪との闘い、行政改革等を主要な政策目標に掲げ、言論の自由は急速に進展、旧政権の汚職のシンボルとなっていた製鉄所「クリヴォリジスタール」民営化やり直しの筋道をつけることに成功した。しかし閣僚等との不和により行政が混乱した他、モノ不足やガソリン・石油価格の急激な上昇も発生、同首相の政策は「社会主義的な行政管理手法」と非難された。

9月、ジンチェンコ大統領官房長官が辞任を表明し、一部政府高官の汚職と縁故人事を強く非難したことにより政権内の不和は一気に表面化した。ユーシチェンコ大統領は調整を試みたが失敗し、ティモシェンコ首相以下全閣僚と、非難の主な対象となったポロシェンコ国家安全保障国防会議書記を解任した。

#### 【エハヌーロフ内閣】

後継のエハヌーロフ内閣の最高会議における承認手続きは難航し、ユーシチェンコ大統領は同内閣の承認を得るため野党「地域党」党首のヤヌコーヴィチ元首相と妥協し、政治協定を締結せざるを得なかった。これが大統領支持層の一部に失望感を与える結果になったほか、ユーシチェンコ大統領とティモシェンコ前首相の決裂をさらに強めた。

#### 【2006年：最高会議選挙】

2006年1月1日には、閣僚任免権を大統領から議会に移行させることを骨子とする改正憲法が施行された。このような状況下で3月に実施された議会選挙(政党別完全比例制)では、地域党が30%以上の得票を得て第1党となり、続いてブロック「ユーリヤ・ティモシェンコ」(BYT)、「我々のウクライナ」、社会党及び共産党が議会で議席を確保した。

与党連合結成交渉は難航し、選挙後約3ヶ月を経た同年6月、ようやくBYT、「我々のウクライナ」及び社会党による「オレンジ与党連合」の結成が発表された。しかし、これら3党がポスト配分を合意できなかったことから社会党が離脱し、7月6日、最高会議においてモロズ社会党党首が最高会議議長に選出されるとともに、同月18日に地域党、社会党及び共産党による「危機対応のための与党連合」が正式に結成された。同与党連合は、ヤヌコーヴィチ地域党党首を首相候補として大統領に提案した。

ユーシチェンコ大統領は同首相候補に難色を示していたが、地域党、社会党、共産党及び「我々のウクライナ」からなる将来の「広い」与党連合結成に関する政治合意、並びに各政治勢力間の政策合意である国民統合の「布令(Universal)」が締結されたことから、大統領は同党首を首相候補として最高会議に正式に提案し、8月4日に同党首が首相に選出され、上記4党の間でポストが配分された閣僚会議(内閣)が結成された。

#### 【第2次ヤヌコーヴィチ内閣】

新たに就任したヤヌコーヴィチ首相は、それまでの「外交は大統領、経済は首相」という仕切りを超えて徐々に大統領の権限に挑戦するようになり、両者の間で権限を巡る闘争が始まった。

9月に地域党、社会党、共産党及び「我々のウクライナ」による「広い」与党連合結成交渉が再開されたが、10月初めに決裂、「我々のウクライナ」は正式に野党となり、「我々のウクライナ」枠の閣僚が次々と解任された。また、2007年1月には大統領権限を大幅に削減する「閣僚会議に関する法律」が、野党であるBYTの支持を受け大統領の拒否を覆して採択されるなど、大統領との権限争いは首相側に優位に進んだ。更に2月、大統領はオフリズコ第一外務次官を外相候補として2度最高会議に提案したが、与党連合は同提案を否決し、3月に両政治勢力の妥協の末ヤツェニウク大統領官房副長官(前経済相)が外相に就任した。

#### 【2007年：最高会議の解散をめぐる動き】

3月末、最高会議において、11名の「我々のウクライナ」及びBYT所属議員が与党連合に合流した旨発表されると、ユーシチェンコ大統領は右が憲法違反であるとして最高会議の解散と期限前選挙の実施に関する大統領令を発出。与党連合側は、同大統領令は違憲として憲法裁判所の判断を要請。また閣僚会議は選挙実施のための国家予算拠出を拒否するなどして対抗したため大統領と首相の対立は尖鋭化したが、5月27日、ユーシチェンコ大統領、ヤヌコーヴィチ首相及びモロズ最高会議議長の三者間

で9月30日の期限前最高会議選挙実施が合意された。

#### 【第2次ティモシェンコ内閣】

9月30日に行われた期限前最高会議選挙の結果、第一党の座は地域党が維持したものの与党連合は結成できず、11月28日、合計して過半数をわずかに超えるBYTと「我々のウクライナ・国民自衛」(NUNS)が「オレンジ与党連合」を結成した。12月4日にヤツェニューク最高会議議長が、18日にティモシェンコ首相がそれぞれ任命され、両政治勢力から成る新内閣が組閣された。新内閣では、経済相、財務相等の経済分野の閣僚をBYTが、内相、国防相、教育科学相等の治安機関、人文分野の閣僚をNUNSがそれぞれ占めた。

#### 【2008年】

6月、2名のBYT及びNUNS所属議員が与党連合からの離脱を宣言し、与党連合は実質的に過半数を割ることとなった。地域党は与党連合の崩壊を公式に宣言するよう求めたが、与党連合の存続につき結論が得られないまま第2会期は7月に散会した。9月2日、第3会期召集と同時にBYT、地域党、共産党及び一部のNUNS所属議員が大統領の権限を削減する法案を採択し、同日夜NUNSは与党連合からの脱退を決定した。16日、ヤツェニューク議長は「オレンジ与党連合」の崩壊を正式に宣言し、続く10月8日、ユーシチェンコ大統領は最高会議の解散と期限前選挙を宣言した。しかしその後選挙の見通しが立たず、ユーシチェンコ大統領は解散・総選挙を撤回。ヤツェニューク最高会議議長が辞任した後、12月にはリトヴィン・ブロック「リトヴィン」代表が最高会議議長に選出され、BYTとNUNSにブロック「リトヴィン」が加わる形で「オレンジ与党連合」が再興した。

#### 【2009年】

2009年になると大統領選挙に向けた活動が開始され、4月、最高会議は10月25日の大統領選挙実施を決定するも、5月、憲法裁判所は右を違憲と判断。6月にはBYTと地域党の間で憲法改正案が策定され、共産党以外の議会内勢力を包括するような「広い与党連合」結成が合意されかけたが、妥協直前になってヤヌコーヴィチ地域党党首が交渉からの離脱を宣言。その後6月、最高会議は2010年1月17日の大統領選挙実施を決議した。

#### 【2010年：ヤヌコーヴィチ大統領就任、アザーロフ内閣の成立】

2010年1月17日に大統領選挙一次投票が実施され、ヤヌコーヴィチ地域党党首(35.32%)及びティモシェンコ首相(25.05%)の上位2名が決選投票にすすみ、2月7日に行われた二次投票の結果ヤヌコーヴィチ地域党党首(48.95%)が3.5%差でティモシェンコ首相を破って勝利した。ティモシェンコ首相側が選挙に不服を申し立てるも、2月25日には大統領就任式が実施された。

3月2日には、期日までに与党連合加盟議員の署名が提出されなかったとしてリトヴィン最高会議議長が与党連合の不在を宣言し、翌3日にはティモシェンコ内閣不信任案が最高会議で可決された。9日、最高会議の規則に関する法律が採択され、個別議員の与党連合加盟が可能となり、11日、地域党、共産党、ブロック「リトヴィン」及び数名の議員からなる与党連合が結成され、同日アザーロフ内閣が組閣・承認された。

10月1日には、憲法裁判所によって2004年憲法の無効が発表され、1996年の憲法が復活したことに伴い、与党連合という概念が消滅したが、地域党、共産党、ブロック「リトヴィン」は最高会議過半数となる連立を再度結成する旨の合意に署名した。また、12月9日には、ヤヌコーヴィチ大統領は行政改革に関する大統領令を発出し、各中央省庁の再編・統合を行い、閣僚の数をそれまでの27名から18名に削減した。

#### 【2011年】

2011年2月1日、最高会議は憲法改正案を採択し、最高会議及び地方議会議員の任期を5年に再延長すると共に、次回最高会議選挙を2012年10月に、次回大統領選挙を2015年3月に実施する旨の移行規定を追加した。また、11月17日、最高会議は、選挙システムの完全比例代表制から小選挙区・比例代表区混合システムへの変更、比例代表区における議席獲得のための足切りラインの3%から5%への変更等を骨子とした新たな最高会議選挙法を採択した。

一方、2010 年後半より開始された前政権閣僚に対する刑事訴追に関し、野党勢力はこれを法執行機関の政治利用として政府に対する批判を強めた。特に、2011 年 6 月に開始された 2009 年対露ガス契約の際の権限逸脱の疑いによるティモシェンコ前首相に対する刑事訴追による裁判に関しては、8 月 5 日の裁判審議妨害による同前首相の逮捕、10 月 11 日の懲役 7 年・公職禁止 3 年の第一審判決、12 月 23 日の原判決を支持する第二審判決等に伴い、欧米諸国から同裁判プロセスに対する懸念が相次いで表明された。

#### 【2012 年:最高会議選挙】

2012 年に入っても前政権閣僚の裁判プロセスが継続し、2 月 28 日にルツェンコ元内相に対して懲役 4 年等の有罪判決が下された他、4 月 19 日にはティモシェンコ前首相に対して、同前首相が代表を務めていた企業に関連した新たな公判が開始された。同時に、10 月の最高会議選挙に向け、4 月 24 日、野党「祖国(バチキフシチナ)」党(ティモシェンコ党首)と「変化の前線」党(ヤツェニューク党首)は統一野党として共同戦線を張ることを宣言した。一方、7 月 3 日、地域党はロシア語等の地位向上につながるとされる「国家の言語政策の基本方針に関する」法律を強行採択し、国内外から強い批判の声があがった。

10 月 28 日に比例区・小選挙区並立制で実施された最高会議選挙では、地域党、統合野党「バチキフシチナ」、共産党の他、「ウダール」党及び「スヴォボダ」党の 2 野党が新たに議席を獲得した。12 日、共産党及び無所属議員の協力を得て過半数を維持した地域党は、アザーロフ首相再任及びルィバク最高会議選出決議案を可決。ヤヌコーヴィチ大統領は内閣改造を行い、コジャーラ外相等が新たに任命された。

#### 【2013～14 年:マイダン革命(尊厳の革命)及びクリミア・ドンバス問題】

一方、2013 年に入り、前年の最高会議選挙で当選した野党及び無所属議員の議員資格が裁判所の決定によって剥奪される事例が相次ぐ等、民主主義状況の悪化が顕著となった。こうした状況下で、政府が 11 月に EU との連合協定の交渉プロセスの停止を決定したことに端を発し、政権の汚職等に反対する市民による大規模反政府デモが発生し、特に 2014 年 2 月 18 日から 20 日にかけては 100 名以上の死者を出す大規模衝突に発展した。2 月 21 日、ヤヌコーヴィチ大統領は野党指導者と政治危機解決に向けた合意文書に署名したものの、その後行方不明となったため、最高会議における承認を経て、トゥルチーノフ祖国(バチキフシチナ)党副党首を最高会議議長兼大統領代行、ヤツェニューク祖国党会派長を首相とする新政権が発足した。その後ヤヌコーヴィチ大統領がロシアに逃亡したことが確認された。一方、政権交代後の 3 月 16 日、ウクライナ南部のクリミア自治共和国において、自称「共和国政府」が違法に実施し、多数の不正が確認された「住民投票」にてロシアへの「編入」賛成が大多数を占めた旨発表され、同結果を根拠にロシアはクリミアを違法に「併合」した。ウクライナ政府は、同出来事をロシアによる武力による違法占拠とし承認しない立場を発表している。その後、東部でもロシアから武器・人員の支援を受けた武装勢力等が各自治体を占拠し情勢が不安定化し、ウクライナ政府は事態解決に向け反テロ作戦を開始した。他方、5 月 25 日、繰り上げ大統領選挙が実施され、6 月 7 日、ポロシェンコ元経済発展・貿易相が大統領に就任した他、10 月 27 日に繰り上げ最高会議選挙が実施され、12 月 2 日、第 2 次ヤツェニューク内閣が組閣された。

#### 【2015 年～】

新政権は、汚職対策、司法・検察・警察改革、非中央集権化等を中心とした国内改革を進めており、一定の成果が見られている。ただ、国内改革のスピードにはばらつきが見られ、一部改革分野の遅れが指摘されることもある他、一部与党幹部が関与した汚職が継続されていることを非難する声もあがっている。2015 年 10 月に実施された地方選挙に際しては、支持率の下落が明らかになったヤツェニューク首相の人民戦線党は参加しないことを決定、ポロシェンコ大統領の BPP 党との選挙協力に回った。同地方選挙において、BPP 党は各党間で最大の支持率を維持し、躍進を狙う祖国党等が事前の予想よりも低い支持率に留まったことから、ヤツェニューク内閣は当面活動を継続する流れとなった。

一方、同地方選挙後、2015 年末の予算案採択の際等、与党連合内の自助党(サドヴィー党首)及び祖国党(ティモシェンコ党首)が政府の方針に反対するケースが多くなった。2016 年 2 月には、アプロマヴィ



チユス経済発展・貿易相が政権内の汚職を暴露して辞任を任命したことを契機に内政の不安定性が明確になり、最高会議はヤツェニューク内閣による 2015 年活動を不適格と認める決議を採択。他方、同内閣不信任案は過半数の賛成を得られず否決され、ヤツェニューク首相に批判的な自助党及び祖国党が与党連合を離脱した。その後も内閣改造に向けた協議が継続され、4 月にフロイスマン新内閣が組閣され、パルビ一最高会議議長が選出された。フロイスマン新内閣は、汚職対策をはじめとする国内改革を積極的に進め、6 月には最高会議において司法改革部分の憲法改正法案の採択（未発効）を始め、最高裁判所の裁判官選考、年金改革や保健改革等で一定の成果も見られた。2017 年 7 月にロンドンで開催された「ウクライナ改革のための国際会議」ではフロイスマン首相ら主要閣僚が改革の進展と今後の展望につき国際社会に対してアピールした。目下のところ、2014 年以降取り組んでいた汚職対策を完成させる上で鍵を握る高等反汚職裁判所の設置、土地改革、民営化の推進等が課題となっている。また、2018 年 1 月には、「ドネツク・ルハンスク両州一時的被占領地域におけるウクライナ国家主権を保障する国家政策の特別性に関する法案」（ドンバス再統合法）を可決させ、ロシアを侵略国と規定するとともに、一時的占領の時間的及び地理的範囲の確定、厳戒令の発出される場合の指揮系統、被占領地域住民に対する施策等を明確化させた。

2019 年には、大統領選挙及び最高会議選挙が実施される予定。

## 2 外政概況

ウクライナは 182 か国と外交関係を樹立しており、世界に 86 大使館、8 国際機関代表部を有している。また、ウクライナには 76 の各国大使館（実館）が開設されている（2017 年 6 月現在）。

### (1) 基本方針

2014 年の新政府発足及び同年 6 月のポロシェンコ大統領就任以降、欧州統合路線主体の外政方針に転換し EU 連合協定署名が実現した。日本を含む G7 各国との外交関係強化も推進しており、当地においても G7 大使サポート・グループが活発にウクライナ政府と対話を行っている。他方、ロシアがクリミアを「併合」し、戦闘を含む東部の不安定化を行ったことにより、ロシアとの関係は急激に悪化した。2015 年 1 月には、国内法で「非同盟」地位の無効化を決定した。

なお、2016～18 年は日本とウクライナがともに国連安保理の非常任理事国を務め、北朝鮮問題等で協力を行った。

### (2) 対 EU 関係・対米関係

ウクライナは独立以降、一貫して欧州統合を最優先事項に掲げ、対 EU 関係・対米関係の拡大・深化に努めている。2009 年 5 月には、ウクライナは、ジョージア、アゼルバイジャン、アルメニア、モルドバ、ベラルーシと共に、EU「東方パートナーシップ・イニシアティブ」の対象国となり、連合協定締結に向けた交渉が進められてきた。一方、ヤヌコーヴィチ政権下では、2012 年 3 月に連合協定の仮署名が行われたものの、ウクライナ国内による民主主義状況の悪化及び改革の遅れ等により、欧米との関係は停滞した。このような状況下で、2013 年 11 月のビリニウスでの東方パートナーシップ首脳会合の直前に政府が EU との連合協定の署名プロセスの停止を発表したことが契機となり、大規模反政府運動・マイダン革命（尊厳の革命）を経た政権交代に発展した。その後、新政府発足直後の 2014 年 3 月（政治部分）及びポロシェンコ大統領就任直後の 2014 年 6 月（経済部分）に連合協定の署名が実現、2017 年 5 月末には、連合協定の EU 加盟国内の批准手続きで最後まで残っていたオランダ上院での批准が可決され、同協定は本年 9 月に発効した。クリミア「併合」及びドンバスでの戦闘を巡る情勢は困難な状況が継続するも、国際社会の支援を受けて連合協定履行に向けた各分野での国内改革が進行しており、同時に対 EU 関係・対米関係は着実に強化されている。また、2017 年 6 月 11 日からは、バイオメトリック・パスポートを所有するウクライナ国民に対する EU 渡航の際の査証免除も始まった。

### (3) 対ロシア・CIS 関係

対ロシア関係に関しては、2010 年 2 月に発足したヤヌコーヴィチ政権は、露黒海艦隊駐留の 2042 年ま

での延長及びガス価格の割引に関するパッケージ合意(所謂ハルキウ合意)に署名し、ユーシチェンコ政権時代に悪化した二国間関係改善に努めるも、2000年代の度重なる「ガス紛争」後も継続するガス問題や関税同盟との関係等を巡りロシアとの関係は複雑なままであった。その後、マイダン革命後の2014年にクリミアが「併合」されドンバス地方が武力により支配されて以降、対ロシア関係は急激に悪化している。2014年6月に就任したポロシェンコ大統領は、クリミア問題に取り組むと共にドンバス問題の平和的解決に向けた取り組みを継続した。一方、同7月に298名の民間人死者を出したマレーシア航空機墜落事件が発生し、ロシア領からウクライナ領への砲撃が続き、ドネツク・ルハンスク両州にある対露国境検問地点が武装勢力に奪取され、同8月後半以降は戦闘におけるロシア正規軍部隊の直接参加が指摘されるようになる等、ドンバスの状況は困難な状況が継続した。これらを受け、同9月に三者コンタクトグループ(ウクライナ、ロシア、OSCE)及び武装勢力代表により状況解決に向けたミンスク議定書及び同覚書(所謂ミンスク合意)が署名された。その後、数次に亘り停戦が宣言されるも、武装集団側は戦闘を継続し支配地域を拡大していった。2015年2月、三者コンタクトグループ(ウクライナ、ロシア、OSCE)及び武装勢力代表により「ミンスク合意履行のための方策パッケージ」が署名された。ウクライナ政府は、ノルマンディ・フォーマット(ウクライナ、独、仏、ロシア)での対話を継続すると共に、ロシアを侵略国と認定し制裁を科す決議・法律を採択、ドンバス地方一部地域をクリミア自治共和国同様にロシアによる被占領地と認定する等の対応を採っている。また、2017年7月、ヴォルカー・ウクライナ担当米国特別代表が任命され、ドンバス地方への国連ミッション設置についてスルコフ露大統領補佐官と数度に亘り会談を重ねているが、今のところ大きな進展は見られていない。

CISに関しては、ウクライナは1991年のソ連邦崩壊とCIS設立に際して重要な役割を演じたが、CIS憲章に署名しておらず、当初からCISの正規加盟国ではない。ウクライナはCISが超国家的機構となることには反対するとの観点からCIS加盟国からなる軍事同盟や経済・関税同盟には参加しておらず、各加盟国との間では二国間ベースでの経済・軍事協力を行っている。また、CIS共同防空システム設置、CIS経済裁判所への財政支出等、CIS内の統合を強める動きには加わらない方針を示している。

GUAM(ウクライナに事務局所在。ウクライナ・ジョージア・アゼルバイジャン・モルドバが加盟)に関しては、加盟国以外の国・機関との関係でも、米国、ポーランド、EU等との協力が進められており(「GUAM+」)、日本との間でも、2007年において初の「GUAM+日本」会合が開催された。「GUAM+日本」会合は、現在まで6回に亘って開催されており、観光振興、防災、保健等の分野で「GUAM+日本」の枠組みによる協力が行われている。特に、2017年9月、ニューヨークにおいて河野外務大臣の出席を得て、日・GUAM外相級会合が開催された。

### 3 ウクライナ憲法

1996年6月28日に最高会議にて採択・施行された現行のウクライナ憲法は、ウクライナは共和国であると規定し、立法府(一院制の最高会議)、行政府(閣僚会議)、司法府(裁判所)の三権分立を明記している。また、国家元首たるウクライナ大統領は、国家主権、ウクライナの領土一体性、ウクライナ憲法の遵守、国民の権利と自由の保証人であるとされる。その他の特色として、クリミア自治共和国について1章を設け、国語をウクライナ語と規定しているほか、チェルノブイリ事故の後遺症克服についての規定がある。

2004年12月、閣僚任免権者の変更や与党連合の役割強化を中心に重要な変更が加えられ、2006年1月に改正憲法が施行。2010年10月、憲法裁判所は採択過程で違反があったとして2004年の改正憲法を無効と判断し1996年の憲法が復活したが、マイダン革命(尊厳の革命)による政権交代後の2014年2月、2010年の憲法裁判所判断を無効とする旨の法案が最高会議で採択され2004年の改正憲法が復活。

### 4 大統領

憲法の規定により、大統領は、元首として国家を代表し、国家主権、領土一体性、憲法、国民の権利及

び自由を擁護する義務を負う。国民の直接選挙により選ばれ任期は5年で、2期までの再選が可能である(憲法第102-103条)。大統領は、首相候補及び外相・国防相候補を最高会議に推薦する。この際、外相候補及び国防相候補については大統領が最高会議に直接推薦を行うことができるが、首相候補の推薦は与党連合の提案を受けて行わなくてはならない(同第106条)。なお、ウクライナ大統領は国家安全保障国防会議を主宰する(同107条)。大統領の権限は国家元首の地位に伴う象徴的職務、国家安全保障国防会議の主宰、法案拒否権等を有する他、職務執行のため大統領令及び決定を発出することができる(同第106条)。

なお、大統領が欠けた場合の代行は最高会議議長が務めることとなっている(同第112条)。

## 5 首相・閣僚会議(内閣)

閣僚会議は国の最高執行機関とされ、大統領及び最高会議に対して責任を負い、かつ最高会議により監督される(憲法第113条)。首相のほかに第一副首相1名、副首相3名及び各省大臣にて構成される。首相は与党連合による提案と大統領による提示のプロセスを経て最高会議により任命され、外相及び国防相は大統領の推薦に基づき最高会議が任命を行う。その他の閣僚は、首相の推薦により最高会議が任命する(同第114条)。

また、最高会議の任期満了に伴う解散、首相の辞任及び最高会議における不信任案可決の際には、閣僚会議は総辞職する。ただし、旧閣僚会議は新閣僚会議が活動を開始するまでは権限の行使を継続する(同第115条)。なお閣僚会議は、憲法に基づいて最高会議の監督を受けることとされている(同第85条)。

## 6 ウクライナ最高会議(議会)

立法府は一院制であり、ウクライナ最高会議(ヴェルホーヴナ・ラーダ)と呼ばれる。議席数は450(過半数226)、任期は5年である。

議会の審議制度は、読会制を採用している。読会は本会議と同じく全議員で構成されており、政府又は議会内委員会から提出された法案、予算案等は、第一から第三までの3つの読会を経て、最終的に本会議で可決される。採決は過半数が原則であるが、憲法の改正等、憲法に特別な規定のある場合には3分の2以上が必要である。議会で採決された法案は大統領の署名に回され、ここで大統領は署名を拒否する権利を有する。署名を拒否された法案は議会に差し戻され、議会がこれを再度3分の2以上の多数で可決した場合、大統領は法案への署名を拒否できない。なお再可決できなかった法案について、修正した上で再び議会の過半数で採択することは可能であるが、その場合、大統領は新たな法案と同様に署名を拒否できる。

最高会議は、大統領の推薦を受けて首相及び外相・国防相を任命し、首相の推薦を受けてその他の閣僚を任命する。また、最高会議議員の過半数以上の議員をもって結成される「議員会派連合」(与党連合)は、大統領に首相候補を提案する権利を有している。最高会議が閣僚会議の不信任案を可決した場合、閣僚会議は総辞職する。

## 7 選挙制度

ウクライナ憲法により、選挙権は18才以上、被選挙権は25才以上の国民に与えられている。

### (1) 最高会議選挙

最高会議議員の任期満了に伴う総選挙は、任期5年目10月の最終日曜日に実施すると定められている。2005年10月に改正選挙法が発効し、従来の小選挙区・比例代表併用から完全な比例代表制となった(各政党の足きりラインは3%)が、2011年11月の選挙法改正によって小選挙区・比例代表併用(各政党の足きりラインは5%)に再度変更された。

### (2) 大統領選挙

大統領は国民の直接選挙により、任期5年で選出される。任期満了に伴う選挙は、任期5年目の3月

の最終日曜日に実施すると規定されている。大統領選挙の当選のためには、全投票者数の過半数の得票が必要である。いずれの候補者も過半数を獲得しなかった場合は上位 2 名の候補者による決選投票が実施され、より多くの票を獲得した候補者が当選する(過半数は必要とされない)。

## 8 地方制度

ウクライナは 27 の行政区、すなわち、1 つの自治共和国(クリミア)、24 の州、及び 2 つの特別市(キエフ、セヴァストープリ)から構成されている。

州知事(州国家行政機関の長)は大統領が任命する。また、市長(セヴァストープリ市を除く)、州及び市町村議会議員、市町村議会議長(セヴァストープリ市を除く)は住民の直接選挙によって選ばれる。

キエフ市とセヴァストープリ市の行政については特別の法律によって定められると憲法は規定している。両市においては大統領の任命する行政長官が市政を司っていたが、キエフ市については 1999 年 2 月に「英雄都市キエフに関する法律」が最高会議で採択され、同 5 月、同法に基づく初のキエフ市長選挙が行われた。

## 9 チェルノブイリ問題

### (1) 爆発事故

1986 年 4 月 26 日、ウクライナの首都キエフ市北方約 110 キロにあるチェルノブイリ原発において、電源テスト中であった 4 号機(1983 年運転開始)が暴走し爆発、192 トンの核燃料のうち 4%、広島型原爆約 400 発分の放射性物質(セシウム 137 は福島第一原発事故の約 6 倍)が大気中に放出された。これにより、ウクライナでは肥沃な農地、森林を含む 5 万平方キロメートルの国土(全国土の 8%、福島第一原発事故の 16 倍の面積)が放射性物質によって汚染され、原発から 30 キロ圏内は立入禁止区域とされた。事故の原因としては、原子炉の設計上の問題と人的ミスの双方が挙げられている。

爆発後、60 万名の「事故処理作業員」(ウクライナ、ロシア及びベラルーシの軍、消防士、警察官及び専門家等。うちウクライナより 31 万名)が同原発及び近隣地域において緊急救援活動に従事した。

### (2) 住民の避難

事故後数日間で、9.2 万名(同原発従業員の殆どが居住するプリピャチ市の全住民 4.9 万人を含む)及び近隣市町村の住民数千名が安全地域へ避難した。更に数ヶ月間に亘り、5.2 万世帯家族、総計 16.5 万名が強制移住の対象となった。チェルノブイリ原発従業員の殆どは原発に程近いプリピャチ市に居住していたため、彼らの新たな居住地としてチェルノブイリ原発北東 50 km にスラヴェーティチ市が建設された。なお、チェルノブイリ原発周辺 30km は 30 年以上が経過した現在も立入禁止区域となっている。

### (3) 健康被害

放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)2008 年報告書によれば、事故後、134 名が急性放射線障害を発症し、そのうち 31 名が被曝を直接原因として死亡した。また、事故後処理作業員の間で心臓血管及び脳血管疾患が増加したとの指摘があるものの、その原因を特定することは難しく、急性放射線障害以外でチェルノブイリ原発事故による放射線が直接の原因と認定されている疾病は小児甲状腺がん及び小児白血病である。ウクライナ社会政策省によれば、ウクライナで約 200 万人が事故被災者として登録されている。

### (4) チェルノブイリ・シェルター建設プロジェクト

事故後 6 ヶ月間で、4 号機全体をコンクリートで覆う建造物(石棺)が建設された。1997 年、G7 のイニシアチブにより、EBRD(欧州復興開発銀行)に「チェルノブイリ・シェルター基金」が発足し、国際社会の支援により石棺の維持管理を実施。その後、石棺の老朽化が問題となったため、2012 年 4 月、アーチ型の新シェルター(幅 257m、高さ 108m、奥行き 150m、耐用年数 100 年)の建設が開始された(仏系企業体「Novarka」が建設を実施)。新シェルターの完成は当初 2015 年秋の予定であったが、設計等の変更により延期となり、2016 年 11 月下旬に 4 号機にかぶせられ、2018 年 5 月頃までには内部構造物が据え付けられた上で完成となる見込み。石棺の維持管理及び新シェルター建設に掛かる経費総額は約 21 億 5 千万

ユーロ。

#### (5) 日ウクライナ原発事故後協力合同委員会

2012年5月に締結された「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定」に基づき、福島第一原発事故を経験した我が国と知見を共有するための日ウクライナ原発事故後協力合同委員会をこれまで5回開催している。

## IV. 経 済

### 1 ウクライナ経済の基盤

ソ連時代のウクライナは、連邦内の分業体制の中で、鉄鋼、造船、航空宇宙産業等の軍需産業、穀物生産を担っていた。右産業ストックは独立後のウクライナ経済成長を推進する上でも重要な役割を果たし続けている。特に、鉄鋼分野は輸出額も大きく、重要な産業となっている。また、豊富な黒土(チェルノーゼム)に恵まれ、伝統的に「欧州のパンかご」とも称されるなど、農業は重点的産業のひとつ。

### 2 ウクライナ経済の略史

#### (1) 1991年8月の独立後～1998年

1991年8月の独立後、価格及び貿易の自由化に代表されるショック療法が実施された結果、ハイパーインフレが引き起こされた。1993年から1994年にかけて、更なる価格の自由化政策、公定歩合引き上げ政策等のマクロ経済安定化政策が実施されたが、他方で政府歳出は増大し、財政赤字は拡大した。ロシアから輸入するエネルギーの価格の高騰の影響もあり、インフレの収束は困難を極め、代わりにバーター取引が盛んに行われる等、経済的混乱が続いた。またソ連時代に共和国間分業が進んでいたため、独立により諸共和国間の産業連関が途切れたことが大きな原因となり工業生産も著しく落ち込んだ。

1994年7月に選出されたクチャマ大統領は、IMFの融資とガイドライン、世銀の経済支援等を背景に、①財務省の中央銀行からの大規模借入の廃止、②国有企業等への各種補助金の廃止、③価格の自由化の推進、④為替レートの一元化及び外貨市場の自由化、⑤企業の税負担の軽減を主な内容とする経済政策を実施し、インフレを収束させた。1996年8月、ウクライナ政府は10万分の1のデノミを実施し、同年9月に自国通貨の「フリヴニャ」を導入した。

1998年上半期、工業生産高はプラス成長を記録する等、ウクライナ経済は回復の傾向を示しつつあったが、同年8月のロシア金融危機により、外国資本の急激な国外流失が起きたためウクライナ実体経済は深刻な打撃を受けることとなった。

#### (2) 1999年以降(ユーシチェンコ内閣～キナフ内閣～第一次ヤヌコーヴィチ内閣～第一次ティモシェンコ内閣～エハヌーロフ内閣～第二次ヤヌコーヴィチ内閣)

1999年11月に再選されたクチャマ大統領は、同年12月、これまで89あった省庁及び国家委員会を35に再編する大統領令を発し、思い切った行政改革を開始し、幾つかの経済関係省庁も「経済省」に統合された。2000年1月に成立したユーシチェンコ内閣は、就任演説において改革諸制度を整備する為の「100日プログラム」及び同プログラム実施に係る「1000日プログラム」を発表するなど、ラディカルな各種経済改革を推進した。ウクライナは2000年に独立後初めてGDPプラス成長(6.0%)を達成し、以降6年連続のプラス成長を記録した。

2002年11月末に発足したヤヌコーヴィチ内閣においては、議会において新政権多数派が形成されたことを受け、2003年は一律13%の所得税の導入、民法典、商法典、抵当法、年金法の採択など経済改革に係る重要法案の審議が進められた。2004年においてもウクライナ経済は高い伸びを示し、GDP成長率は12.1%を達成した。

欧米志向を旗印に2005年2月に発足したティモシェンコ内閣は、汚職追放を含め不公平・不公正な経済活動をなくしていくとの姿勢を打ち出すとともに、最低賃金の引き上げ等社会政策にも配慮していたが、前者については経済特区の廃止により外国企業からの批判にさらされており、また後者についても多大の財政負担を生む原因となりつつあるなど、多くの課題を抱えることとなった。政権内部の軋轢の結果と

して同年9月に生まれたエハヌーロフ内閣においては特段新たな経済政策が採用されることは見られなかった。2006年8月に成立したヤヌコーヴィチ内閣は国内東部地域の企業家達を有力な支持基盤とし、2005年にGDP成長率2.6%までペースダウンした経済を再度高い成長軌道に押し上げることに務め、2006年の同成長率は7.0%まで回復した。

### (3) 第二次ティモシェンコ内閣

2007年9月の議会選挙結果を受けて12月に成立した第二次ティモシェンコ内閣は、同年のインフレ率が16.6%もの高水準に達したことを重視し、国民生活安定の観点からインフレ抑制を大きな経済政策目標として掲げた。また、2008年5月にはWTOに正式加盟、EUとの自由貿易圏交渉を開始するなど、国際経済への統合も着々と進めた。しかし、第二次ティモシェンコ政権下では所得の増加や消費の過熱により進行するインフレ、貿易赤字、対外債務の増加等の経済対策、また民営化、社会インフラの近代化等の課題への対応は先送りされてきた。これらは、2008年上半年期までは好調な輸出、積極的な外資流入等により問題視されなかった。しかし、国際的金融危機がウクライナにも波及すると、株式市場の低迷や外国資本の流出が始まり、2008年後半からは輸出の40%を占める鉄鋼や化学を中心とした実体経済にも打撃を与えた。このような状況の中、政府はIMFに支援を要請、11月6日、約164億ドルのスタンドバイ・ローン合意(2年)が結ばれたものの、3回のトランシュを終えた後は大統領選挙を巡る混乱でその後のトランシュは実施されないままに終わった。

### (4) アザーロフ内閣

2010年2月に成立したアザーロフ内閣は、2010年7月、IMFと約149億米ドルの新たなスタンド・バイ合意を締結し、税法典改正をはじめ、年金改革、ガス部門改革、公共料金の値上げ等の改革に着手。2012年6月、ポーランドとの共催で欧州サッカー選手権を開催したが、これを契機として道路・空港等のインフラ整備が進められ、これが景気の下支えに寄与。しかしながら、同年は主力産業の鉄鋼生産が落ち込み、輸出の減少等からGDP成長率は0.2%の低成長に留った。2013年には鉄鋼、鉄道等のロシア向け輸出の落ち込みを受け、成長率が0%となった。

### (5) マイダン革命以後(第一次・第二次ヤツェニューク内閣・フロイスマン内閣)

2014年のマイダン革命以後の内政の混乱、ロシアによる違法なクリミア「併合」及びウクライナ東部の紛争の長期化は、消費、投資及び生産の低迷、フリヴニャの下落、インフレの加速及び資本流出をもたらし、経済成長はマイナスに転じた(2014年のGDP成長率は-6.8%)。対外債務等の財務状況や国際収支状況は危機的水準にあり、ヤツェニューク内閣は、IMFや世界銀行等の国際機関及び日本を含む各ドナー国からの支援を受けつつ、経済改革を進めた。2015年のGDP成長率は-9.9%であったものの、四半期ごとに見れば、第1四半期の-17.2%、第2四半期の-14.6%に比べ、第3四半期は-7.2%、第4四半期は-1.2%と、マイナス幅は縮小した。2015年3月以降の中銀の金融の引き締め政策により、インフレ率も第2四半期以降は比較的安定して推移した(ただし、2015年のインフレ率43.3%は、直近20年で最大の数字となった)。実体経済部門でも、2014年及び2015年上半期の経済的困難に適応していく形で、工業生産高、小売売上高など、第2四半期以降はマイナス幅を縮めた。2016年、公共エネルギー料金の導入や銀行システムの改革を進めたことで、2015年に合意されたIMFの拡大信用供与措置(EFF, 175億ドル)の第3回トランシュ10億ドルを受領し、財務状況が改善、GDP成長率は2.3%、インフレ率は12.4%となり、マクロ経済は安定した。2017年もマクロ経済は比較的順調に推移し、IMFは汚職、年金、民営化、農地等の分野で更なる改革努力が必要であるとしながらも、4月には10億ドルの第4回トランシュを実施した。その後、9月にはEUとの連合協定が正式発効、10月には年金改革法案が採択されるなど、重要事項に進展が見られたが、反汚職裁判所の設置や民営化改革の促進、家庭用ガス料金価格の値上げなど、課題も山積しており、ウクライナ政府が希望していた2017年内の第5回のトランシュは実現しなかった。

### <主要経済指標>

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
--	------	------	------	------	------	------	------	------

実質 GDP 成長率 (%)	9.1	4.8	9.6	12.1	2.7	7.3	7.9	2.1
工業生産高 (%)	14.2	7.0	15.8	12.5	3.1	6.2	10.2	-3.1
年平均インフレ率 (%)	12.0	0.8	5.2	12.4	10.3	11.6	16.6	22.3
農業総産出高 (%)	10.2	1.2	-11.2	19.1	0	0.4	-5.6	17.1
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
実質 GDP 成長率 (%)	-14.8	4.1	5.2	0.2	0.0	-6.8	-9.9	2.3
工業生産高 (%)	-21.9	12.2	8.0	-0.7	-4.3	-10.1	-13.4	2.4
年平均インフレ率 (%)	12.3	9.1	4.6	-0.2	0.5	24.9	43.3	12.4
農業総産出高 (%)	0.1	-1.0	17.5	-4.5	13.7	2.8	-4.8	6.1

出典: 国家統計局

### 3 天然ガス関連

ウクライナはエネルギー資源に乏しく、天然ガスの7割以上をロシアから輸入していた上、ロシアの欧州向けガス供給のトランジットの役割も担っている。そのため、ロシアとの関係においては、天然ガス価格や輸入量等を巡る争いが絶えなかった。現在、ウクライナ政府は、ロシアから欧州向けガス供給のトランジットは継続しつつも、ウクライナ向けのガス輸入は停止し、ポーランド、スロバキア及びハンガリーからの天然ガスの輸入を行うなど、エネルギー供給源の多角化を進めている。

#### 【2006年のガス紛争】

2005年、ユーシチェンコ政権が成立すると、ロシアはウクライナ向け天然ガス供給価格をこれまでの3倍に値上げすると提案した。これをウクライナ側が拒否すると、ロシア側は逆に更なる大幅値上げを提案し、年内の妥結に至らなかった。

2006年1月1日、ガスピロムはウクライナ向けガス供給を停止し、その結果、当国を経由するEU向けロシア産ガスの供給量が低下するという事態を招いた。1月4日、両国間で合意が達成され、輸入仲介業者としてロスウクルエネルギー社が独占的にウクライナへのガス輸入仲介を行うなどの新たな供給スキームが構築された。2007年12月に発足したティモシェンコ内閣は、透明性のあるガス供給関係の構築を目指すとして仲介業者の排除に乗り出したが、ロシアとの間で再びガス債務問題が噴出し、交渉は難航した。

2008年10月、ティモシェンコ首相はロシアを訪問し、プーチン首相との間でガス供給及び欧州トランジットに関する長期契約締結につき基本合意に達し、政府間メモランダムが署名された。同メモランダムでは、今後3年間で段階的な欧州価格への移行、仲介業者の排除、ウクライナによる債務完済等につき言及されている。しかしながら、2009年の天然ガス価格については明記されておらず、またウクライナによる債務完済も金融危機の影響もあって12月末までずれ込んだため、2009年における供給価格について年内に妥結することはできなかった。

#### 【2009年のガス紛争】

2009年1月1日、ロシアはガス供給量を大幅に減少させた。ウクライナは自国のガス貯蔵を国内需要向けに回し、欧州向けトランジットを継続したが、7日、ロシアはウクライナによる抜き取りを主張して欧州分も含めてガス供給を全面的に停止させた(ウクライナ側は抜き取りを全面否定)。そのため、一部欧州諸国にガスが届かない状況となり、チェコ EU 議長国を初めとする欧州諸国が仲介努力を開始した。12日、ガスピロムはガス供給の一部再開を表明するも、ロシアが指定した供給再開ルート(ウクライナ)は国内ガス供給確保の観点から受け入れがたいものであるとして拒否し、ロシア及び一部欧州諸国が

ら強い批判を浴びた。

最終的に、1月17日のモスクワにおける両国首相会談を経て、19日、今後10年間のウクライナ向けガス供給契約及び欧州へのガス・トランジット契約が締結された。ウクライナへのガス価格は450ドル／千立米を基準価格として四半期毎に変更することとし、2009年第1四半期は20%割引の360ドルとなった。また、同年のトランジット料金は1.7ドル／千立米／100kmで据え置かれた。ユーシチェンコ大統領は本契約がウクライナにとって極めて不利なものであるとして批判している。

就任直後より対露ガス価格交渉を行うと宣言していたヤヌコーヴィチ大統領は、2010年4月、ロシアとの間で、露黒海艦隊の駐留の25年延長とガス価格の30%あるいは100米ドルの割引を組み合わせたパッケージ合意を締結した。ただ、この「ハルキウ合意」による割引を考慮しても露天然ガス価格が高止まりしていたため、ウクライナは2009年1月のガス供給契約の見直し、又は右契約の価格算出公式の変更を求めていた。

#### 【マイダン革命から現在までの動き】

2013年12月、ヤヌコーヴィチ政権がEUとの連合協定の署名を見送ったことと引き替えに、ロシアはガス価格を268.5ドル／千 $m^3$ まで割引。しかし、同連合協定の署名見送りに端を発したマイダン革命を経て、2014年4月1日－3日にかけて、ロシア側は再びガス価格を値上げ(2009年のガス契約に基づく485ドル／千 $m^3$ )。2014年5月より、エッティンガー欧州委員会委員(エネルギー担当)の仲裁の下、ロシア－ウクライナ間のガス価格交渉が続けられていたが合意に至らなかった同年6月16日、ガスプロムは、ウクライナ側の債務未払いを理由にガス料金の前払い制を導入、ウクライナに対するガス供給を停止した(同日、ウクライナ及びロシアは、ストックホルム国際仲裁裁判所に提訴)。

ロシアからのガス供給の停止を受け、冬期(2014年－2015年)のウクライナ国内向けガス供給が危ぶまれたが、ウクライナは、欧州からの天然ガスの逆輸入を実施するとともに、ロシアとの交渉を継続。2014年10月31日、欧州委員会の仲裁により、ナフトガス・ガスプロムの両社は、2015年3月までのガス供給に係る合意(いわゆる「冬期パッケージ」)を締結。これにより、ロシアからの天然ガス供給が再開された。同合意は2015年6月末まで延長されたが、6月30日、ガスに関するEU・ロシア・ウクライナ三者協議において交渉が決裂し、7月1日より、再びロシアからのウクライナ向けガス供給は停止。その後、10月から11月にかけて、ウクライナが前払いを行った約20億立米分のガス輸入は実施されたが、11月25日、閣僚会議はロシアからのガス購入を停止する決定を採択、以降2017年6月現在においてもロシアからのガス輸入は停止中であり、欧州向けのトランジット分のみ受け取っている。また、現在、ガスプロムが進めている「ノルド・ストリーム2」計画について、ウクライナ経由の欧州向けガス・トランジット量の減少が予想されるため、ウクライナ政府は同計画に反対の立場である。

#### 【ストックホルム仲裁裁判所におけるナフトガス・ガスプロム間の訴訟】

2016年9月、ナフトガス及びガスプロムの間で、2009年に締結されたウクライナ向けガス供給契約にかかるガス料金及びトランジット料金の支払い等を巡る仲裁裁判が開始された。2017年5月31日、同訴訟に関する中間判決が出され、同裁判所は、ガスプロムからのテイク・オア・ペイ条項の適用の要求を退け、同時に、ナフトガスからの市場価格を考慮したガスの契約価格の見直しの要求を認めた。この他、同裁判所は、ウクライナによるガスの再輸出禁止を撤回した。2017年12月22日、ストックホルム仲裁裁判所は、ガス価格に関する最終判決を示し、ナフトガスの発表によれば、ガスプロムからナフトガスに対するテイク・オア・ペイ条項に基づく2009年から2017年までの計560億米ドルの支払い要求を棄却している。トランジット料金の支払いに関する判決は2018年2月末頃までには出される予定。

#### 【ナフトガス社の再編及び国内の天然ガス部門の改革】

ウクライナ政府は現在、IMFを始めとする国際機関や、EU諸国を始めとする国際ドナーの求めに応じ、ナフトガス社の再編及び国内の天然ガス部門の改革を進めている。

2014年9月10日には、ナフトガス改革に関する法律が発効。この法律により、ガス輸送システム及び地下ガス貯蔵システムの管理に関し、アメリカ及びヨーロッパの企業との合併会社を設立することが可能となった(上記のガス輸送及び貯蔵システムは国家の所有物であることには変わりないが、賃貸をす



ることが出来る。また、合併会社における国家の出資割合は51%を下回ってはいけない。

2015年4月30日には、天然ガス市場に関する法律が発効(同年10月1日以降の適用)。同法律は、EUの第三次エネルギーパッケージに則り、(1)管理者、採掘者及び供給者の分離、(2)政府及び独立の規制当局の役割の明確化、(3)自由な価格設定、を定めたもので、天然ガス市場を透明な形で投資家に開放し、競争を促すことが狙い。フロイスマン首相は、同法律の採択は天然ガス市場の信頼性向上のための肯定的なファクターになるとしている。現在当該法律に基づき、ナフトガスの輸送部門(ウクルトランスガス)の分離(アンバンドリング)を進めているところであるが、アンバンドリングの方法について政府案とナフトガス案とで見解の違いがみられるも、上述したストックホルム仲裁判断(トランジット料金部分)の後、アンバンドリングが進展する可能性がある。

#### 4 IMFとの関係

巨額の対外債務を負っているウクライナにとって、自国経済の再建のためには国際金融機関との協力が重要である。政府はIMFの提示する諸条件を尊重した経済政策運営を行っている。

IMFは1998年9月、ウクライナに対し、約25億ドル(19億2000万SDR)のEFF(拡大信用供与ファミリー)プログラム実施を決定したが、IMFは、ウクライナが2002年度予算の執行状況、VAT債務問題の解決、燃料エネルギー分野の改革、州毎の電力配電会社(オブルエネルゴ)の民営化の完遂等、IMFの提示している諸条件を満たしていないとして、2002年9月、本件EFFの約38%(約9億6600万ドル)を実施しないまま終了した。2004年3月、IMFは安定したウクライナ経済を評価し、新たに約6億ドル(4億1160万SDR)のスタンド・バイ合意を承認(1年間有効)したが、ウクライナ政府は同プログラムによる融資を利用しなかった。

2008年10月、国際的金融危機のウクライナへの波及や、国際収支の急激な悪化等を背景に、IMFは約164億ドル(110億SDR)のスタンド・バイ・ローン(期間2年)を決定。特に、中央銀行の為替政策を含む金融部門の早急な立て直しが課題とされた。2009年11月までに、計3回のトランシュが実施され、合計約106億ドルがデイスバースされたが、2010年の大統領選挙に起因する政治的混乱により、第4トランシュ以降はデイスバースされなかった。ヤヌコーヴィチ大統領の選出に伴い、2010年7月に新たに約151億ドルのスタンド・バイ合意が締結され、2011年3月迄に計2回のトランシュが実施された。第3トランシュについては、家庭用ガス価格の引き上げ等、IMFの求める諸条件が満たされないことを理由に、実施されないまま期限を迎えた。

2014年4月30日、マイダン革命以後の厳しい経済情勢下において、IMFは、ウクライナに対し、総額170億米ドル相当の新規スタンド・バイ合意を承認(ウクライナのマクロ経済安定化、財政部門・政策強化、エネルギー部門強化、ガバナンス・透明性向上、ビジネス環境改善等が目的)。同枠組みで2回のトランシュ(計46億米ドル)を実施。

更に2015年1月8日から2月12日にかけて行われたIMFの調査団とウクライナによる協議を受け、スタンド・バイ合意ではなく、EFFの枠内での支援プログラムが合意された。同支援プログラムは、IMFによる約175億ドル及び国際社会からの支援(総額250億ドル)のため、ウクライナで新たな経済改革を行うもの。IMFの支援は二国間・多国間による支援で補完されることを見込んでおり、EFFプログラムは4年間で約400億ドルが必要な計画となっている。同年3月11日、IMF理事会は、上記の支援を正式に承認。現在までに、50億ドル相当の第1トランシュ(2015年3月)、17億ドル相当の第2トランシュ(同年8月)、10億ドル相当の第3トランシュ(2016年9月)、10億ドル相当の第4トランシュ(2017年4月)がデイスバース済み。

2015年末、2016年予算の前提となる税制改革案を巡り、ウクライナの政権内で、IMFの指標に則した政府の案と最高会議の案が対立し、同年内に税制改革及び2016年予算を採択出来るかどうか懸念されていたが、結果として、包括的な税制改革を2016年に持ち越し、予算の採択を優先することで、政府及び最高会議が合意に達した。これにより、2015年中に、IMFの要求する主要な指標(=財政赤字をGDPの3.7%に抑制)を遵守した予算の採択が可能となった。ヤレスコ前財務相は、IMFとの関係では、税制及び2016年予算の変更は不要であるとしていた。

また、ウクライナがロシアに対し負っているいわゆる「ロシア債務」(2015年12月満期の約30億ドルの債務)の存在を巡り、IMFの支援の継続の可否が議論されていたが、IMFは、12月8日、LIAポリシー(貸付け政策)を変更。これにより、公的債務を延滞している国に対しても、一定の条件の下で資金の貸付けが可能となった(同月、IMFは、上記「ロシア」債務を公的債務であると判断)。

フロイスマン内閣の成立後は、ダニリューク財務省のもとIMFとの協議が続けられ、2017年4月、IMFは汚職、年金、民営化、農地等の分野で更なる改革努力が必要であるとしながらも10億ドルの第4回トランシュを実施した。10月には年金改革法案が採択、民営化改革法案も第1読会を通過するなど進展もあったが、反汚職裁判所の設置や民営化改革の促進、家庭用ガス料金価格の値上げなど、課題も山積しており、ウクライナ政府が希望していた2017年内の第5回のトランシュは実現しなかった。

## 5 対外債務問題

マイダン革命以後、2014年2月に発足した新政権は、2013年末時点でのウクライナの対外債務残高がGDPの約80%に相当する約1,400億ドルに達していたと発表。東部紛争の長期化を受け、ウクライナがデフォルトを回避するためには、IMFを中心とする国際機関や各ドナー国による金融支援が不可欠となっていた。

財務省は、2015年3月11日に承認されたIMFのEFF(拡大信用供与ファシリティ)プログラムの下での対外債務リストラに着手。2014年2月28日以前に発生したソブリン債、政府保証外債、準ソブリン債(国営銀行、国営鉄道、キエフ市の債務等)につき、債権者との交渉を完了させることが求められていた2015年8月末、ウクライナ政府は、フランクリン・アドバイザーズ社を始めとするアド・ホック債権者委員会と、債務リストラの条件について合意。これにより、元本の20%削減が合意された他、本合意の枠内で、ユーロ債は9つの新たな債権に統合され(2015年11月12日、右合意に基づく債券交換が実施済み)、元本の支払いはEFFプログラム(2015年-2019年)の終了後まで延期されることが定められた。

ただし、ロシアは上記の債務リストラに参加しておらず、12月18日、ウクライナは、いわゆる「ロシア債務」(2015年満期のロシアに対する約30億ドルの公的債務)に関し、返済のモラトリアムの導入を発表。これに対し、ロシアは、2016年2月15日、英高等法院に本件を提訴、ウクライナも応訴し、係争中であったが、2017年3月、英高等法院は公判前審理において、ウクライナの立場を支持しないが、追加的なウクライナの弁論を認めるとの暫定的判決を言い渡した。判決を受け、2017年6月23日、ウクライナは英控訴院へ提訴。2018年1月22日~26日、英控訴院は審理を行い、判決は後日発表される予定。

## 6 非公式経済(闇経済)

経済発展・貿易省の発表によると、2016年のウクライナ闇経済の比率は対GDP比約34%となり、前年比約6%低下。闇経済は、公式所得統計に現れない非公式経済であるが、ウクライナの非公式経済の原因として、①現金決済の経済、②銀行制度に対する信用の欠如、③税金逃れの頻発等があり、同比率は他の中東欧諸国と比べ最も高い。

## 7 貿易と投資の動向

### (1) 貿易額の推移

貿易収支は赤字が続いており、2008年の貿易赤字は185億ドルに達した。2009年に関しては、金融危機後の国内需要低迷やフリヴニャ下落の影響により、貿易赤字は約57億ドルに減少したが、貿易額自体も輸出入ともに大幅に落ち込んだ。2015年には、2004年以来11年ぶりに輸出額が輸入額を上回ったが、これは、ウクライナ危機を受けた急激な経済状況の悪化を背景に、2014年以降、貿易額が輸出入ともに大幅に減少している。2017年は商品市況の改善やEUとの自由貿易協定の恩恵を受け、貿易額は回復基調にあり、2017年1月-11月の累計輸出額は394億8,610万ドル(前年同期比20.6%増)、同期累計輸入額は446億9,760万ドル(前年同期比27.5%増)となっているが貿易赤字も拡大している。(貿易額の推移)(単位:10億USD)

単位:10億USD	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
輸出額	49.2	67.0	39.7	51.4	68.4	68.8	63.3	53.9	38.1	36.3
輸入額	60.6	85.5	45.4	69.7	82.6	84.7	76.9	54.3	37.5	39.2
貿易収支	-11.4	-18.5	-5.7	-18.3	-14.2	-15.8	-13.6	-0.5	0.6	-2.9

出典:国家統計局

## (2)貿易構造の特徴

品目構成を見ると、天然ガス、石油を輸入し、鉄鋼製品、穀物、機械等を輸出する構図。東部紛争の影響により、鉄鋼製品の輸出量は減少。

ア 主要輸出品目(2016年:国家統計局発表)

- ・鉄鋼・鉄製品 (全体の22.9%)
- ・穀物 (16.7%)
- ・油脂 (10.9%)
- ・機械・機器 (10.0%)

イ 主要輸入品目(2016年:国家統計局発表)

- ・機械・機器 (全体の20.1%)
- ・鉱物性燃料 (20.0%)
- ・化学製品 (14.3%)
- ・自動車・車輜 (7.5%)

(3)主な貿易相手国(2016年:国家統計局発表)

ア 輸出:①ロシア(9.9%), ②エジプト(6.2%), ③ポーランド(6.1%)

イ 輸入:①ロシア(13.1%), ②中国(11.9%), ③独(11.0%)

(4)主な通商動向

ウクライナは、2008年5月16日に152番目の加盟国としてWTOに正式加盟した。

2016年1月1日、ウクライナ・EU間のDCFTAが暫定発効。ロシアは、これに対する報復措置として、CIS自由貿易協定の枠組みでのロシア・ウクライナ間のFTAの廃止(輸入関税の引上げ)、及びウクライナ産の農産物、原料、食料品に対する禁輸措置を実施。これに対しウクライナは、同じくCIS自由貿易協定の枠組みでの二国間FTAを廃止するとともに、ロシア製品の一部(主に食料品)を禁輸する対抗措置を実施。ウクライナは、WTOの枠内での解決を目指す考えであり、WTO一般理事会や物品理事会で本件を取り上げるとともに、ロシアに対し二国間協議を要請しWTO紛争解決手続が行われている。

(5)直接投資の動向

2000年以降、対ウクライナ直接投資は増加傾向にあったが、2013年の537億ドルを境に2014年以降大きく減少に転じ、投資累計額は約407億ドル(2014年)、約362億ドル(2015年)、約373億ドル(2016年)となった。投資国別で見ると、キプロス、オランダ、英国などから投資が流入している。東部紛争の継続、汚職の蔓延、経済の停滞、中銀による外貨規制等によって、ウクライナへの直接投資は芳しくない状況が続いており、政府は輸出とともに投資促進を最優先課題の一つとして取組みを進めている。2016年の主要投資国の投資額は次のとおり(括弧内は投資全体に対する比率)。

- ・キプロス 96億9,160万ドル(25.7%)
- ・オランダ 57億5,390万ドル(15.3%)
- ・ロシア 43億4,980万ドル(11.6%)
- ・英国 20億4,630万ドル(5.4%)
- ・ヴァージン諸島 17億6,650万ドル(4.7%)
- ・ドイツ 16億660万ドル(4.3%)

## 8 主要産業とその課題

(1)農業

ウクライナでは、広大で肥沃な黒土地帯(チェルノーゼム)で小麦、テンサイ、ひまわり等が栽培され、かつては「欧州の穀倉地帯」と言われていた。ソ連崩壊後、生産技術の近代化と構造改革の遅滞、農業の荒廃による地質の悪化等の問題が指摘されているものの、小麦、砂糖、ひまわり油等の農産物は現在も重要な輸出品であり、その多くはロシアをはじめとする旧ソ連諸国や欧州各国に輸出されていた。2002年には初めて飼料用穀物が日本に輸出された。

農業投資の動きも観察され、農地取引やバイオエネルギー、国際的食糧供給基点としての視点からもウクライナ農業のウクライナ経済に占める重要性は拡大してきている。一方で、農地改革、生産性向上を含む農業リストラ、流通、貯蔵等のインフラ整備等が依然として課題である。また、ウクライナにおいては、農地売買市場に関する法律及びその他の関連法案が整備されるまでの措置として、ウクライナ国民の間の売買も含めた全ての農地取引が禁止されている。(農地売却モラトリアム)。関連法案の整備前に巨大資本等による大規模な土地買収がなされることを防止するため、同措置はこれまでに何度も延長されており、2017年12月、農地売却モラトリアムは再び2019年1月1日まで据え置かれることが決まった。

2016年の穀物の収穫高は6,608万トンで歴史的な豊作となった。農業政策・食料省の発表によると、2016年の農産物の輸出量は計155億ドルとなり、ウクライナの輸出全体の約42.5%(穀物だけで16.7%)となった。農産物の輸出先の内訳は、アジア諸国(45.9%)、欧州(27.5%)、アフリカ(15.7%)、CIS諸国(7.7%)。ひまわり油に関して、ウクライナは世界最大の輸出国となっており、大麦は世界第3位、トウモロコシは世界第4位、小麦は世界第6位の輸出国となっている。

また、2016年1月1日、EUとのDCFTAが暫定発効。これに先立ち、2014年より、最大の農産物の輸出先であったロシアは様々な輸入規制を展開しており、DCFTAの暫定発効後は、主に食料品に対する貿易制限措置(禁輸措置、FTAの廃止による関税の引き上げ)を強化した。ただし、ウクライナの農産物輸出に占めるロシアの割合は、2015年に既に約2%まで低下している。今後は、DCFTAに基づいた農業のEU基準への適応が急務となっている他、農業政策・食料省は、EU以外の新たな輸出市場開拓のため、農業ミッションの派遣等を行っている。2017年7月にはカナダとのFTAが締結され、イスラエル及びトルコとのFTAについても現在交渉中である。

## (2) 重工業

鉄鋼業をはじめ重化学工業も盛んであり、鉄鋼は最も重要な輸出品目である(世界鉄鋼協会のデータによると、2015年のウクライナの粗鋼生産量は世界第10位)。東部のドンバスは「鉄鉱の街」であり、帝政ロシアの頃より、同地域にはドネツ炭田とクリヴィー・リフの鉄鉱石を活用して鉄工業が興り、ドニプロ川の中流域に突出した一大重工業地帯が形成された。露天掘りのクリヴィー・リフ鉱山は世界最大の鉄鉱山として名高い。

ただし、2014年8月頃から東部紛争が悪化し、反テロ作戦実施地域に存在する多くの鉄鋼関連企業が、原料の供給不足や輸送経路の喪失などにより、操業の停止または縮小を余儀なくされている。同年のウクライナにおける鉄鋼生産量は前年比17.1%減、更に、2015年の粗鋼生産量は前年比16%減の2,290万トンとなり、1996年以来最低の数字となった。世界的な鉄鋼業の不振により、2015年のウクライナの粗鋼生産高は世界第10位の地位を保っているものの、ウクライナの最大の外貨獲得手段としての鉄鋼業は、2014年及び2015年、その地位を農業に譲ることとなった。

鉄鋼業以外でも、旧ソ連時代には工業化が進み、ウクライナは高い技術力を備えた軍需産業コンビナートとして発展した。首都キエフにあるパトン電気溶接研究所の溶接技術は今も世界で屈指の水準を誇っているほか、黒海沿岸では造船業が盛んであり、旧ソ連時代には空母ミンスクをはじめ多くの空母や潜水艦がここで建造された。また、航空・宇宙分野でも高い技術を有しており、世界最大の輸送機アントノフ社の「ムリーヤ」、日本の衛星の打ち上げ実績もある商業ロケットの「ドニプロロケット」を製造している。

## (3) 外資による民営化

マイダン革命以後の新政権において、多くの大規模な国営企業を民営化する野心的な計画が打ち出されている。2013年の民営化による収入は109億フリヴニャと見積もられていたが、実際は15億フリヴニャであった。2014年には、4億6,690万フリヴニャの国家資産が民営化されたが、これは主に「オブルエネルゴ」(州毎の配電会社)の株である。

2015年における民営化による収入は、予定されていた170億フリヴニャに対し、1億5,100万フリヴニャ、2016年も171億フリヴニャに対し、1億8,750万フリヴニャの達成に留まり、計画どおりに改革が進まなかった。

また、2016年2月、最高会議で民営化に関する法案が採択された。本法案は、(民営化に先立って企業価値を計るため)企業の株式の5-10%を株式取引で売却する義務を撤廃し、ロシアの買い手によるウクライナ企業の民営化を禁止するとともに、大企業の売却に際しアドバイザーを雇うことを可能にするもので、大規模な民営化の開始に備えたものであった。しかし、大企業の民営化には政治的な思惑及び恣意的な裁判所の判決等がついて回り、民営化はなかなか実現しない状況にあった。2017年11月、新たな民営化改革法案が最高会議に提出、第1読会を通過した。同法案はこれまで7本あった民営化関連法案を1本にまとめたものであり、民営化に係る手続きを簡素化することで、迅速に国の資産を売却することを目的としたもので、対象企業を大企業(資産の公正価額が2.5億フリヴニャ(約10.5億円)以上)または小企業(公正価額が2.5億フリヴニャ未満)の2つのグループのみに分類したほか、投資家保護や資産評価方法等につき定めている。2018年1月に同法案は第2読会を通過し、採択された。

## V. 国防

### 1 基本方針

ウクライナは、主権宣言(1990年7月16日最高会議採択)において、「将来において軍事ブロックに属さない中立国となり、核兵器を使用せず、生産せず、保有しないという非核三原則を堅持する国家」となることを明らかにするとともに、その軍事ドクトリン(1993年10月19日制定、2004年、2012年及び2015年改訂)において、ウクライナ軍の主たる任務を国家防衛と規定。また、2012年の改訂では、国際協力活動等への積極的参加、軍人の社会的地位の向上、防衛産業の育成などを掲げた。

ロシアを含むCIS諸国との関係については、ウクライナは個別に二国間軍事協力協定を締結しているが、CIS集団安全保障条約には加盟していない。また、NATOとの関係については、政権によって方針が異なり、例えば、ユーシチェンコ政権はNATOへの早期加盟意思を表明していたが、ヤヌコーヴィチ政権はNATOに加盟しない方針を明確にしていた。

しかしながら、2013年11月に始まったウクライナ反政府運動、2014年3月のロシアによるクリミア「併合」、同年4月からのウクライナ東部情勢の不安定化により、国の基本方針は大きく変更され、ウクライナの非ブロック政策破棄に関する改正法案(2014年12月23日)が可決、国家安全保障の基本に関する法律(2003年6月19日)が改正された。これにより、「国家の優先事項は、EU及びNATO加盟を目的とした欧州政治・経済・司法へのウクライナの統合」、「国家安全保障問題の国家政策の基本的方向性は、NATO加盟に必要な条件達成を目的とした同機関との協力深化」とされ、対ロシア・CIS諸国との友好関係維持に関する記述がすべて削除された。

同時に、内外政基本政策に関する法律(2010年7月1日)も改正、「外政の基本政策は、NATOへの加盟に必要な条件達成を目的としたNATOとの協力深化」とされ、ウクライナの非ブロック政策に関する記述が全て削除された(2017年6月に再び改正された同法律は、NATOへの加盟追求とNATOとの関係深化を、より直接的な表現でうたっている。)

2015年9月、ポロシェンコ大統領は、ウクライナの新たな軍事ドクトリンに関する大統領令に署名。本ドクトリンにおいて、ウクライナは、クリミア占領やドネツク・ルハンスク地域におけるロシアの軍事侵略という重大な軍事的脅威に直面しているとしたほか、EU及びNATOへの加盟条件を満たすことが出来るレベルまで、国家安全保障システムを包括的に改革すること等を課題として掲げている。

## 2 国防機構

ウクライナ憲法では、大統領が軍の最高司令官として国家安全保障政策を立案する「国家安全保障・国防会議」を主宰することとされており、また、国外への部隊派遣及び外国軍隊のウクライナ領土内への駐留には最高会議の承認が必要と規定されている。

陸軍、海軍、空軍及び空中強襲軍等により構成されるウクライナ軍は、2014年までに約10万人規模に縮小される計画であったが、東部情勢等を受け、2015年には総定員約25万人へと逆に拡大された。

ロシアによるクリミア「併合」により艦艇の約70パーセントを喪失した海軍については、2020年までに30隻の戦闘艦艇を取得する計画を掲げるなど、兵力の再構築を行っている。

なお、東部情勢等に対応するための予備兵力の確保を主たる目的として、2013年に一度廃止した徴兵制を復活させるとともに、2014年及び2015年に計6回実施した部分的動員により、約21万人を動員したが、2016年末までにすべての動員が解除された。これにより、現在東部において戦闘に従事しているのは、契約兵(志願兵)のみとなっている。

## 3 国防省・軍改革

旧ソ連の軍事上の前線と位置づけられ、攻撃的な性格の強い部隊が配備されていたウクライナは、ソ連崩壊に伴い膨大な軍事施設と兵力及び装備品等をそのまま受け継ぐこととなった。

しかし、国家防衛を主任務とするウクライナ軍にとり、このような旧ソ連型の攻撃的で大規模な兵力は不要となったことから、国防に特化し、国力に応じた兵力の整備が推進された。特に、2000年2月に策定された「軍事力整備計画」では、ウクライナ軍のNATO標準化とコンパクトで機動性に富んだ部隊編成を目指す旨規定されたことから、国防省は、同計画に基づき、機構改革、部隊改編、兵力の削減、老朽化した装備品の用途廃止等の軍改革を実施。その結果、旧ソ連型の攻撃的な性格の強い軍隊から、国防を主任務とする軍隊への移行が進捗し、1996年時点で合計約70万人いた軍人及び文官は、2007年末には約20万人にまで削減された。このような中、2014年からの東部情勢悪化により、兵力拡大へと方針が変更されたものの、NATO標準化とコンパクトで機動性に富んだ部隊編成との改革の基本的なコンセプトは引き続き維持されている。

2002年から2003年にかけて、NATOの協力を得て国防計画の見直しを実施し、2004年には今後の軍改革の方向性と最終的な目標を明示した初めての「戦略国防報告」を公表するなど、ウクライナの国防省・軍改革においてNATOは大きな役割を果たしてきた。このようなNATOによる支援は、ウクライナ危機以降拡充され、各種ドクトリン類の策定・改訂に関する支援から、国防省・軍改革関連の助言、非殺傷装備品の供与や教育訓練支援等、活発に行われている。特に、2015年には「国家安全保障戦略」(5月)及び「軍事ドクトリン」(9月)が、また、2016年には「戦略国防報告」(7月)が、NATOの支援を受けつつそれぞれ改訂されたことにより、ウクライナ危機を受けたウクライナ軍のあるべき姿や、そのための具体的施策を示すドキュメント類が整備された。

これに加え、2016年7月にワルシャワで行われたNATO首脳会議において、13分野40項目に及ぶ「対ウクライナ支援包括パッケージ」が採択されたことにより、今後更に実務的な対ウクライナ支援と、それによるウクライナ国防省・軍改革が進められることとなった。

なお、ウクライナ国防省・軍改革の当面の主要実施項目(主な改革対象項目)は次のとおり。

①指揮統制機能・機構、②ロジスティクス・業務標準化、③人事、④教育訓練、⑥予備役制度、⑦ハイブリッド戦対処、⑧医療、⑨海軍再建、⑩特殊作戦、⑪サイバー防衛、⑫軍事技術

## 4 核兵器の撤去

独立後、旧ソ連から引き継いだ大量の核兵器の処置を巡っては、当事国であるウクライナを含む各国の思惑から紆余曲折を経ながらも、戦術核は1992年5月までに、また、戦略核は1996年6月までにすべてロシアに移送された。また、1994年12月のNPT加盟(START-1も同時に発効)に伴い、ウクライナは米国の財政・技術支援を受けつつ、ICBM(SS-19及びSS-24)のサイロを廃棄するとともに、ミサ

イル本体の解体も行い、START—1 に定める規定を履行した。

ミサイルの解体に伴って生じた約 5000t の有毒な固体燃料については、米国の支援を受けつつ、無毒化及び民生転用処理が現在も行われている(2018 年完了予定)。

2010 年 4 月の核セキュリティ・サミットにおいて、ヤヌコーヴィチ大統領とオバマ米大統領は、核兵器に用いられる高濃縮ウランをウクライナが 2 年間で放棄するため、米国が必要な技術・財政援助を行うと謳うウクライナ・米共同宣言を発表、同宣言に基づき、2012 年 3 月までにすべての高濃縮ウランがロシアに移送された。

## 5 北大西洋条約機構(NATO)加盟問題

ウクライナは、1994 年に他の CIS 諸国に先駆けて「平和のためのパートナーシップ(PfP)協定」に署名したのに引き続き、1997 年には「ウクライナ・NATO 間の特別な関係に関する憲章」に署名し、NATO との関係強化を明確にした。

また、2001 年 9 月に勃発した米国における同時多発テロ以降、米国を含む NATO とロシアとの関係改善が図られる等、国際情勢が大きく変化する中で、ウクライナ国家安全保障・国防会議は、2002 年 5 月、「ウクライナの NATO 加盟に向けた準備に着手する」決議を採択、7 月にはクチマ大統領が大統領令に署名する等、中・長期目標としてウクライナの NATO 加盟の意思を内外に示した。

これを受け、同年 11 月に開催された NATO プラハ・サミット「NATO・ウクライナ委員会」において、ウクライナの NATO 加盟に向けた「改革のための行動計画」及び「年次目標計画」が採択された。2004 年には、NATO の全面的協力を得て「戦略国防報告」及び新しい「軍事ドクトリン」が作成されたほか、ウクライナ国内における NATO の軍事活動に対する支援を定めた「ホストネーション・サポートに関する覚書」が交わされた。

2005 年にユーシチェンコ政権が発足すると、ウクライナは NATO への加盟意思をより明確に表明し、同年 4 月には「NATO・ウクライナ間協力の強化」に関する文書が署名され、「強化された対話」の枠組みによる NATO・ウクライナ委員会と北大西洋理事会会合(6 月及び 10 月)が行われるなど、加盟に向けた協議等が活発化した。実態面においても、ウクライナ軍は国内外で実施される NATO 軍の演習に部隊を頻繁に参加させるほか、ウクライナ軍人を NATO 諸国に派遣して教育・訓練を受けさせてきた。

このように、国防省及び軍において NATO 加盟に向けた努力が継続される中、2006 年 8 月に首相に就任したヤヌコーヴィチ地域党党首は、国民のコンセンサスの低さを理由に、当初目標とされていた同年 11 月の NATO サミットにおける加盟行動計画への署名を見送った。2007 年 2 月、ユーシチェンコ大統領は、EU、NATO 加盟路線を確認する国家安全保障戦略に署名したほか、機会を捉えて NATO 加盟方針を繰り返し表明、2008 年 1 月には、NATO への参加意思を表明する大統領、首相、最高会議議長連署による書簡(所謂「三者の書簡」)を NATO 事務総長宛に送付した。これに対し、地域党を始めとする野党側は、「三者の書簡」の撤回等を求めて最高会議演台等を封鎖し、議会在約 1 か月半空転する事態となったが、2008 年 3 月 6 日、各政治勢力間の合意の下に再開された議会において、「NATO 加盟は全国レベルの国民投票の結果によってのみ決定される」旨の議定書が採択された。この影響から、2008 年 4 月の NATO ブカレスト・サミットでは、ウクライナの将来的な加盟については合意されたものの、ウクライナの加盟行動計画(MAP)への参加は見送られた。

2010 年 2 月に就任したヤヌコーヴィチ大統領は、ウクライナは NATO に加盟する計画を有していないと発言。同年 7 月には、ウクライナの地位を「非同盟」とし、あらゆる軍事・政治ブロックへの参加を拒否する旨を規定した「ウクライナの内外政方針に関する」法律が成立した。ヤヌコーヴィチ大統領は、NATO との積極的な協力は継続する旨述べていたが、同法律により、ウクライナの NATO 加盟は不可能となった。他方、2012 年 6 月改訂の「国家安全保障戦略」では、非同盟を維持しつつ、NATO との建設的な協力の継続を規定していた。

このような中、2013 年 11 月のウクライナ反政府運動以降、状況が一変したのは上述のとおりである。(「1 基本方針」参照)

## 6 軍事国際協力

PKO 等を通じた国際社会安定化への取り組みは、ウクライナにとっても重要な任務と位置づけられており、ウクライナ軍は、コンゴ、リベリア、コンゴ、南スーダン等への部隊あるいは軍事監視要員等の派遣を通じて、国連の PKO 活動に貢献してきた。また、海賊対処活動にも積極的な姿勢を見せており、2013 年には EU 及び NATO の海賊対処活動へ参加した。

2018 年 2 月現在、コンゴ等における国連の平和維持活動等、コンゴにおける KFOR 等の NATO 関連活動及び沿ドニエストルへの兵力監視団に人員等を派遣している。

## VI. 文化

ウクライナ国民の多くは文化・芸術への関心が高く、キエフ市の国立オペラ劇場をはじめ、主要な都市には劇場、交響楽団、音楽・芸術クラブ等が存在する。また、民族音楽、宗教音楽の伝統を有し、一般の人達の間でも広く親しまれている。ウクライナにゆかりのある芸術家は以下の通り。

### ●タラス・シェフチェンコ(Taras H. Shevchenko :1814-1861)

キエフ生まれのウクライナの国民的詩人、画家。1840 年に詩集「吟遊詩人」を発表、ウクライナの国民的詩人としての地位を確立した。反帝政、反専制の態度を崩さず、抑圧されたウクライナ人の悲しみを詠い続けた(100 フリヴニャ紙幣に肖像が印刷されている)。

### ●イヴァン・フランコ(Ivan Franko :1856-1916)

ウクライナの作家、思想家、評論家、言語学者、翻訳家。オーストリア・ハンガリー帝国においてウクライナ民族解放運動や文化振興運動に関わり、小説や詩の執筆に加え、ウクライナ語研究に大きな関心を寄せ、言語学に関する多くの論文を著した(20 フリヴニャ紙幣に肖像が印刷されている)。

### ●レーシャ・ウクラインカ(Lesia Ukrainka :1871-1913)

ウクライナの女性作家、詩人、翻訳家、文芸評論家。ウクライナ民族解放運動に関わる傍ら、多くの文芸評論、翻訳、詩集を発表し、晩年には最高作とされる詩劇「森の歌」を執筆した(200 フリヴニャ紙幣に肖像が印刷されている)。

### ●ゴーゴリ(Nikolai V. Gogol :1809-1852)

作家、劇作家。ウクライナ中部の小村ソロチンツィ生まれ。1830 年ウクライナの農村を舞台にした短編「イワン・クパーラの前夜」を含む小説集により一躍文名をあげる。「検察官」、「隊長ブーリバ」、「死せる魂」、「外套」などの作品がある。

### ●チェーホフ(Anton P. Chekhov :1860-1904)

ロシアの作家、劇作家。1899 年から病気療養のためにクリミアに移り住んだ(~1904)。その間に彼の代表作である「三人姉妹」、「桜の園」を書いた。現在でもヤルタにチェーホフ博物館がある。

### ●ムソルグスキー(Modest P. Musorgskii :1839-1881)

ロシアの作曲家。彼の代表作である組曲「展覧会の絵」の中の一曲である「キエフの大門」は、キエフ市内の中心部にある。

### ●プロコフィエフ(Sergei S. Prokofiev :1891-1953)

ウクライナ生まれのロシアの作曲家。1891 年エカテリノスラフ(現ドニプロペトロウスク)近郊のソソツォフカ生まれ。バレエ音楽「ロメオとジュリエット」、交響詩「ピーターと狼」等が有名。

### ●ホロビッツ(Vladimir Horowitz :1904-1989)

20 世紀を代表するピアニスト。キエフ市生まれ。1940 年に米に移住。キエフでは、独立後の 1995 年より、彼に因み「ホロビッツ記念国際ピアノコンクール」が開催されている。毎回数名の日本人奏者が同コンクールに参加し、優勝・入賞等を遂げている。

●その他、作家ではイリヤ・エレンブルグ(1891-1967)、ミハイル・ブルガーコフ(1891-1940)、イサーク・バーベリ(1894-1941)が、音楽家ではエミール・ギレリス(1916-1985)、ダビッド・オISTRAフ(1908-1974)、スヴャトスラフ・リヒテル(1915-1997)、アイザック・スターン(1920-2001)、画家ではイリ



ヤ・レーピン(1844-1930)が、舞踏家ではワツラフ・ニジンスキー(1890-1950)がウクライナ生まれである。また、現代文学では、ロシア語作家のアンドレイ・クルコフ(1961-)の作品が邦訳され日本国内でも広く知られている(「ペンギンの憂鬱」「大統領の最後の恋」及び「ウクライナ日記」)。

## VII. 対日関係

ウクライナには 1902 年～1934 年にかけてオデッサに我が国領事館が開館されており(一時的に閉鎖されていた時期もあった)、旧ソ連時代より姉妹都市提携(キエフ・京都、オデッサ・横浜)や文化交流が行われていた。1991 年 8 月のウクライナの独立後、翌 1992 年 1 月に外交関係が樹立された。

なお、第二次世界大戦後には、旧ソ連に抑留された日本人の内約 4,000 名がウクライナに移送され、採石などの労務に当たった(当時の抑留者の談)。その内約 200 名が当地で死亡したとされている。

1 要人往来

●クチマ大統領訪日(1995年3月)

ウクライナ元首として初めて訪日。村山総理との首脳会談において日本輸出入銀行からの1.5億ドルのアンタイドローン及び0.5億ドルの輸出信用供与が表明され、両国外相間で旧ソ連時代に締結された条約の承継を確認する書簡が交換された。共同声明においてウクライナは日本の国連安保理常任理事国入りへの支持を表明。

●池田外務大臣ウクライナ訪問(1996年6月)

両国関係の拡大強化、ウクライナへの改革支援の継続を表明した。

●ウドヴェンコ外相訪日(1997年5月)

日本の政府開発援助(ODA)供与に関する協議が開始された。なお、同外相は1998年3月にも国連総会議長として訪日した。

●国会議長の相互訪問

1997年8月に齊藤参議院議長がウクライナを訪問した。2003年5月にはリトヴィン最高会議議長が訪日、広島等を訪問し、核の被害を受けたという両国の共通点を基礎に両国関係を発展させるべきであると表明した。

●川口外相のウクライナ訪問(2003年8月)

ズレンコ外相と会談し、核不拡散の基本的立場を確認するとともに、政治・経済分野での協力発展の意思を表明する共同コミュニケに署名した。

●ユーシチェンコ大統領訪日(2005年7月)

ウクライナ大統領の訪日としては2回目のもの。小泉総理と会談し、「21世紀における新たなパートナーシップに関する共同声明」を发出、日本・ウクライナ協力委員会の設立に合意。また、ウクライナのWTO加盟に関する二国間文書の署名を行った他、「科学技術協力に関する共同記者発表」を发出。

●麻生外相のウクライナ訪問(2006年6月)

ユーシチェンコ大統領訪日時に合意された日本・ウクライナ協力委員会第一回会合をタラシュコ外相との間で開催、同委員会の活動に関する覚書に署名。また、文化無償案件にかかる文書に署名。

●オフリズコ外相の訪日(2008年3月)

高村外相との間で第2回日・ウクライナ協力委員会を開催、共同声明に署名。

●ティモシエンコ首相の訪日(2009年3月)

麻生総理と会談、経済を中心に両国関係の幅広い協力について協議。共同声明を发出。

●ヤヌコーヴィチ大統領の訪日(2011年1月)

菅総理と会談、GISにおける協力、JBICによる融資、

1991年12月28日	我が国によるウクライナ国家承認
1992年1月26日	外交関係樹立
1992年10月	スレピチュエフ副首相訪日(旧ソ連支援東京会合)
1993年1月20日	在ウクライナ日本国大使館開設
1994年9月	在日ウクライナ大使館開設
1995年3月	クチマ大統領訪日(22~25日)
1996年6月	池田外務大臣ウクライナ訪問(30~7/1)
1997年5月	ウドヴェンコ外務大臣訪日(18~20日)
1997年8月	齊藤参議院議長ウクライナ訪問(26~30)
1998年3月	ウドヴェンコ外相訪日(国連総会議長)(10~12日)
1999年4月	ロホヴィエツ経済相、アザーロフ国税庁長官訪日(民間招待)
2000年6月	タラシュコ外務大臣訪日(小淵元総理の葬儀への列席)
2001年10月	クチマ大統領夫人・セミンジェンコ副首相訪日(民間招待)
2003年5月	リトヴィン最高会議議長訪日(26~29日)
2003年8月	川口外務大臣ウクライナ訪問(31~9/2)
2004年6月	プリシチェンコ外相訪日(8~11日)
2005年1月	柳澤特派大使(日・ウクライナ友好協連会長)(大統領就任式)
2005年3月	トメンコ副首相訪日(愛知万博)
2005年7月	ユーシチェンコ大統領訪日(20~23日)
2006年6月	麻生外務大臣ウクライナ訪問(30~7/1)
10月	リホヴィエツ文化観光大臣の訪日(7~9日)
2007年7月	ルジコフスキー運輸・通信大臣訪日(8~12日)
7月	ハイダイエフ保健大臣訪日(24~29日)
2008年3月	オフリズコ外務大臣の訪日(24~26日)
2009年3月	ダニリシン経済大臣の訪日(8~11日)
3月	ティモシエンコ首相の訪日(25~26日)
2011年1月	ヤヌコーヴィチ大統領の訪日(18~21日)
2011年9月	横路衆院議長のウクライナ訪問(4~7日)
2012年3月	リトヴィン最高会議議長の訪日(7~11日)
2012年4月	ハローハ非常事態大臣訪日(18~19日)
2012年10月	ポロシェンコ経済発展・貿易大臣の訪日(IMF・世銀総会)
2012年11月	ポロシェンコ経済発展・貿易大臣の訪日(経済合同会議)
2013年5月	根本復興大臣のウクライナ訪問(3~5日)
2013年6月	ブロスクリャコフ環境・天然資源大臣の訪日(3~8日)
2013年8月	岸田外務大臣ウクライナ訪問(24~26日)
2014年7月	岸田外務大臣ウクライナ訪問(16~17日)
2015年3月	クリムキン外務大臣の訪日(2~3日)
2015年3月	イェメツ最高会議議員訪日(ウクライナ日本友好協連共同会議)
2015年4月	ウクライナ最高会議議員団訪日(ザリシチュク議員団長)
2015年6月	安倍総理大臣ウクライナ訪問(5~6日)
2015年9月	岩井経済産業大臣政務官
2015年9月	日ウクライナ友好協連代表団(森英介議員・会長他)(27-10/1)
2016年2月	ホプコー最高会議外務委員長訪日
2016年4月	ポロシェンコ大統領訪日(ズーブコ副首相兼地域発展・建設・公共サービス相、クリムキン外相同行)
2016年4月	山田外務大臣政務官(チェルノブイリ事故30年追悼式出席)
2016年7月	若松復興副大臣
2016年8月	衆議院経済産業委員会代表団(高木委員長他)
2016年9月	クリテコ・キエフ市長訪日
2016年9月	シムキウ大統領府副長官訪日

農業分野における協力等につき協議、共同声明を发出。

- 横路衆議院議長のウクライナ訪問(2011年9月)  
チェルノブイリ原子力発電所を視察。ヤヌコーヴィチ大統領を表敬し、リトヴィン最高会議議長と会談。
- リトヴィン最高会議議長の訪日(2012年3月)  
野田総理を表敬、福島第一原子力発電所等を視察、宮城県名取市の東日本大震災一周年に際する慰霊祭に出席。
- バローハ非常事態大臣の訪日(2012年4月)  
野田総理表敬、「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する協定」に署名(本協定は5月30日に発効)
- ポロシェンコ経済発展・貿易大臣の訪日(2012年10月)  
IMF・世銀総会出席のため訪日。枝野経済産業大臣と会談。
- ポロシェンコ経済発展・貿易大臣の訪日(2012年11月)  
第4回日・ウクライナ経済合同会議(経団連主催)出席。
- 根本復興大臣のウクライナ訪問(2013年5月)  
チェルノブイリ原子力発電所を視察し、プロスクリャコフ環境・天然資源大臣等と会談。
- プロスクリャコフ環境・天然資源大臣の訪日(2013年6月)  
福島第一原子力発電所を視察し、石原環境大臣等と会談。
- 岸田外務大臣のウクライナ訪問(2013年8月)  
外相会談等の他、福島第一原子力発電所を視察。
- 岸田外務大臣のウクライナ訪問(2014年7月)  
外相会談の他、大統領・首相表敬、円借款署名式を実施。
- クリムキン外務大臣の訪日(2015年3月)  
外相ワーキングディナーの他、安倍総理表敬及び宮沢経産大臣表敬等を実施。
- 安倍総理大臣のウクライナ訪問(2015年6月)  
日本の総理大臣として初となるウクライナ訪問。首脳会談、最高会議議長・首相との会談等の他、GIS交通警察ハイブリッドカーの視察、ボルトニッチ下水処理場改修計画の署名式等を実施。
- 日ウクライナ友好議連のウクライナ訪問(2015年9月)  
ヤツェニューク首相、フロイスマン最高会議議長、対日友好議連等と会談を実施。
- ポロシェンコ大統領の訪日(2016年4月)  
天皇陛下との会見、安倍総理との会談・晩餐会及び衆参両院議長との会談等を実施。
- アヴァコフ内相の訪日(2016年10月)  
松本国家公安委員長との会談、交番をはじめとした警察関連施設の視察を実施。
- パルビー最高会議議長の訪日(2017年3月)  
衆参両院議長との会談。安倍総理への表敬。
- エリセーエフ大統領府副長官(外交担当)(2017年10月)  
小野寺防衛大臣表敬、佐藤外務副大臣、杉山外務次官、真部防衛審議官等との意見交換。
- 中根副大臣のウクライナ訪問(2017年11月)  
フロイスマン首相及びクリムキン外相と会談。ポロシェンコ大統領の出席を得て開催された「ウクライナにおける日本年」行事に出席。

## 2 二国間経済関係

- 二国間における経済分野での対話的枠組みとして設置された日・ウクライナ経済合同委員会は、2008年2月の第1回委員会(キエフ)を皮切りに、現在までに7回開催されている。
- 2009年3月、京都議定書、グリーン・インベストメント・スキーム(GIS)の枠組により、わが国はNEDOを通じてウクライナからの3,000万トンの排出権購入契約に調印。本枠組により、キエフ地下鉄車両

の改修、ウクライナの警察車両としての日本のハイブリット車の導入、ウクライナの学校・病院等の公共施設の窓枠、壁及び屋根の断熱性の向上など、多くのプロジェクトを実施。

●2015年2月5日、日・ウクライナ投資協定が署名された(同年11月26日に発効)。同協定は、日・ウクライナ間での投資の保護、促進を図るものである。ウクライナは日本企業にとって潜在的に有望な投資先であり、また、日本からの投資促進は、ウクライナ支援の一環としても意義が大きい。同協定の締結により、投資を行う際の法的安定性が向上し、両国間の投資や投資に伴う人的交流が相互に促進されるとともに、両国間の経済発展が一層発展することが期待される。

### 3 わが国からの支援及び協力

●2013年11月に発生した小規模な反政権デモに端を発して、ヤヌコーヴィチ政権の崩壊、ロシアによるクリミア半島の違法な「併合」、ウクライナ東部地域への軍事介入等が発生し、ウクライナは建国以来、最大の危機に直面した。現下の情勢を受けて、2014年3月、我が国は各国別で最大規模の約1,500億円の対ウクライナ支援パッケージを発表。さらに、大統領選挙監視支援、国内避難民支援、東部復興支援など、現在までに、国別では最大規模となる総額最大18.6億ドルの支援を表明しており、着実に実施中。困難に直面するウクライナを積極的に支援している。

●2016年、3月4日、世界銀行等との協調融資による財政支援型円借款「経済改革開発政策借款(第二期)」(総額300億円)のE/Nが発効した。

●また、キエフに駐在するG7大使で、ウクライナの国内改革を後押しすべく、G7大使「ウクライナ・サポート・グループ」会合を開催している。

※その他、対ウクライナ支援の詳細については当館ホームページに掲載されている「対ウクライナ支援」のページを参照。

### 4 対日貿易

日本とウクライナの間の貿易は、日本からの自動車輸入を中心に2008年の貿易総額30億ドルを超えた後、リーマンショックを受け2009年には貿易総額約6.3億ドルまで減少。その後2012年までは輸出・輸入とも増加傾向が続いたものの、2014年以降、東部紛争及び経済危機の影響により輸出・輸入とも大きく減少した。特に、わが国の輸出の大半は自動車輸出で占められていたが、ウクライナ国内自動車市場が大きく縮小したことにより、2015年のウクライナへの全輸出に占める割合は47.1%となった。農業分野については2002年、日本が初めてウクライナ産の穀物輸入(630万ドル)を実現し、その後は果実やアルコール飲料等が少量輸入されてきていたが、2009年に主要輸入品となった。ウクライナからの輸出に関しては、東部紛争の影響により鉄鋼原料の輸出高が大幅に減少する一方(2015年の鉄鋼原料の輸出は前年比85%減)、穀物の占める割合が相対的に増加している。

ウクライナの日本に対する主な輸出入品は以下の通り(金額は2016年の輸出入額、括弧内は対日輸出入額全体に占める割合、出典:国家統計局)。

#### (1) 日本への主な輸出品

① 鉱石・スラグ及び灰	7,873万ドル(42.4%)
② タバコ	4,512万ドル(24.3%)
③ 穀物	3,679万ドル(19.8%)
④ アルミニウム	791万ドル(4.3%)

#### (2) 日本からの主な輸入品

① 自動車	2億9,984万ドル(54.3%)
② 機械・機器類	6,627万ドル(12.0%)
③ 電子機器類	4,206万ドル(7.6%)
④ 光学機器・写真用機器	3,481万ドル(6.3%)

## 5 日本語・日本研究支援

### (1) 文部科学省国費留学生プログラム

文部科学省国費留学生プログラムにより、毎年、研究留学生が年 5 名程度、日本語・日本文化研修留学生が年 10 名程度、教員研修留学生及び学部留学生が若干名日本へ留学している。

### (2) 国際交流基金事業

国際交流基金には外国籍の日本語教師や日本研究者、日本語学習者を対象にした訪日研修プログラムがあり、ウクライナから合わせて年 5 名程度が参加している。また、教育機関による日本語教材購入や日本語弁論大会の開催など日本語普及活動への助成を行っているほか、日本語授業の充実や日本語教師の指導・育成を目的に 2005 年度から日本語教育専門家をウクライナ・日本センター等の教育機関に派遣している。

### (3) ウクライナ・日本センター

ウクライナ・日本センターでは、日本語講座及び囲碁、将棋等の日本文化講座が開講されている。日本語講座では子供や初心者から通訳・翻訳者を目指す上級者までを対象とした幅広いコースが設定され、200 名を超える受講生が日本語学習に励んでいる。

## 6 民主化関係の支援

### (1) ウクライナ政治研究スクール(欧州評議会プロジェクト)

#### ア 第 1 回スクール(2006 年)

日本政府からの 4 万 5000 ユーロの資金拠出。2006 年中に数日間のセッションを 4 回開催。人権問題、WTO 加盟問題等に関する日本人講師 5 名を派遣。

#### イ 第 2 回スクール(2007 年)

2 名の日本人講師を派遣。同スクール参加者 1 名を訪日研修に招待。

#### ウ 第 3 回スクール(2008 年)

日本政府からの 4 万 5000 ユーロの資金拠出。2008 年中に数日間のセッションを 4 回開催。3 名の日本人講師を派遣。同スクール参加者 2 名を訪日研修に招待。

#### エ 第 4 回スクール(2009 年)

2009 年中に数日間のセッションを 4 回開催。また 17 カ国の政治研究スクール代表者が参加する総会を開催。

### (2) 選挙監視員派遣

- ・2002 年 3 月最高会議選挙: 3 名
- ・2004 年 6 月最高会議議員補欠選挙(ポルタヴァ州): 3 名
- ・2004 年 10~12 月大統領選挙(第 1 回投票・決選投票、やり直し決選投票): 延べ 38 名(OSCE / ODIHR 派遣を含む)
- ・2006 年 3 月最高会議選挙: OSCE / ODIHR に 7 名派遣
- ・2007 年 9 月最高会議選挙: 6 名(OSCE / ODIHR 派遣を含む)
- ・2010 年 1~2 月大統領選挙(第 1 回投票、決選投票): 延べ 14 名(OSCE / ODIHR 派遣を含む)
- ・2012 年 10 月最高会議選挙: 7 名(OSCE / ODIHR 派遣を含む)
- ・2014 年 5 月大統領選挙: 10 名(OSCE / ODIHR 派遣を含む)
- ・2014 年 10 月最高会議選挙: 10 名(OSCE / ODIHR 派遣を含む)
- ・2015 年 10 月統一地方選挙: 10 名(OSCE / ODIHR 派遣を含む)

## 7 文化交流

(1) 在ウクライナ日本国大使館が開設された 1993 年以降、大使館主催文化事業として、日本映画上映会、生け花や折り紙のワークショップ、デモンストレーション等を、国際交流基金事業として海外巡回展等を開催しており、毎回高い人気を得ている。2006 年度には、2005 年 7 月のユーシチェンコ大統領訪日時の

小泉首相との合意に基づき「ウクライナにおける日本月間」を開催し、9月から11月の3ヶ月間に40以上の日本文化紹介事業を実施したところ、多くの市民から大きな反響があった。

(2)2011年9月にキエフ市において京都市・キエフ市姉妹都市提携40周年記念行事が、2015年9月にはオデッサ市において横浜市・オデッサ市姉妹都市提携50周年記念行事が開催された。

(3)2012年、日本・ウクライナ外交関係樹立20周年を記念し、千玄室裏千家大宗匠による茶道デモンストラーション、キエフ・リヴィウ・ドネツクでの日本舞踊公演、松本紘京都大学総長の講演等、日本の文化・芸術、教育分野の行事が多数開催された。

(4)外国人叙勲に関し、2006年に日本文学翻訳の第一人者であるイワン・ジューブ氏がウクライナで初めて我が国の勲章(旭日小綬章)を受章した。日・ウクライナ外交関係樹立20年にあたる2012年には、ズフロフスキー・キエフ国立工科大学(KPI)学長(元教育科学大臣)(旭日重光章)、ヤツェンコ・キエフ国立大学地理学部教授(旭日中綬章)、ボンダレンコ・キエフ国立大学東洋言語学院教授(旭日中綬章)及びフェドリーシン・リヴィウ国立工科大学人文・社会学部准教授(旭日小綬章)の4名が受章した。2014年にはピロゴフ・キエフ国立言語大学准教授が旭日小綬章を受章した。2016年には、コステンコ元駐日ウクライナ大使及びクリニチ前駐日ウクライナ大使が旭日重光章を受章した。2017年には、ダシケーヴィチ元駐日大使(旭日重光章)、レザネンコ国立キエフ・モヒラ・アカデミー教授(旭日小綬章)の2名が受章し、これで我が国による叙勲者は10名となった。(5)外務大臣表彰に関し、2015年に当地の日本語教育における長年の功績により鄭(てん)信一元キエフ国立言語大学准教授がウクライナで初の表彰を受けた。2016年には、歌手・バンドウーラ奏者のナターシャ・グジー氏が表彰を受けた。2017年には、ウクライナ国立オペラ劇場フレンチホルン奏者のヴァシーリ・ピリプチャク氏、ミフダルスカ・オデッサ国立大学上級日本語講師の2名が表彰を受けた。

## 8 ウクライナにおける日本年

(1)2016年4月にポロシェンコ大統領が訪日した際の安倍総理との首脳会談において、日ウクライナ外交関係樹立25周年となる2017年を「ウクライナにおける日本年」とすることで合意したことを受け、ウクライナ国民の対日理解の更なる向上を図ることを主な目的に、日本政府、在ウクライナ日本大使館、日系企業、ウクライナ政府、地方自治体等と協力の下、ウクライナ全土で1,000を超える各種事業を開催した。

(2)特に文化面では、和太鼓コンサート、人形浄瑠璃公演、茶道・華道のデモンストラーション、ソフィア大聖堂広場での3Dマッピング等を実施。11月から約1ヶ月間アート・アーセナルで行われた大規模日本展覧会「イマジナリー・トラベラー」においては、ポロシェンコ大統領夫妻、中根外務副大臣、角大使夫妻の参加の下で盛大な開会式が行われた他、開催期間を通じて日本の伝統文化や現代アート等を紹介する展示物・イベントが開催され大きな評判となった。

(3)この他、年間を通じて、キエフ、リヴィウ、オデッサ、及びスロヴァンスクやクラマトルスク等の東部地域を含む全国約30都市において、約1,600本の桜の植樹を実施した。

(4)ウクライナにおいて、このように外国の一カ国を「大統領令」により、その年の課題国として定める事は初めての試みであり、ウクライナにおいて日本が特別な扱いを受けている事を内外に明らかにする上で有意義であった。

## 9 在留邦人数

219人(2016年10月1日現在)

## 10 ウクライナ日本商工会会員(2017年6月現在)

当地では、ウクライナに進出する日系企業によるキエフ日本商工会が組織されており、2017年6月現在、22の企業が会員企業として加盟している。

## 11 姉妹都市

横浜市・オデッサ市(1965年～), 京都市・キエフ市(1971年～)

(了)